

研究成果展開事業

研究成果最適展開支援プログラム

# A-STEP

Adaptable and Seamless Technology Transfer Program through Target-driven R&D

平成 30 年度

産学共同フェーズ：シーズ育成タイプ

## 公募要領

※本公募は平成 30 年度政府予算の成立を前提としており、予算の成立状況によつては、実施スケジュール・実施内容等、変更・調整が必要となる場合があることをあらかじめご了承ください。

募集締切

平成 30 年 5 月 10 日（木）正午



平成 30 年 3 月

現在、e-Radシステム改修後の確認のため、A-STEPの公募情報は公開していますが、実際に応募することはまだ出来ません。確認終了後、速やかに応募画面を公開します。

また、本公募要領第4章の「4.5 e-Radの具体的な操作方法と注意事項」も作成中です。こちらも完成次第、e-Rad及びA-STEPウェブサイト上で公募要領を差し替えます。

ご不便をおかけして申し訳ございませんが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

## 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指す我が国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
理事長 濱口 道成

目次	
<b>第1章 研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）について</b>	<b>5</b>
1.1 目的	5
1.2 概要	5
1.3 特徴	8
<b>第2章 課題提案公募の概要</b>	<b>9</b>
2.1 募集期間及び公募要領について	9
2.2 採択予定件数	9
2.3 募集・選考スケジュールについて	10
<b>第3章 産学共同フェーズ（シーズ育成タイプ）</b>	<b>11</b>
3.1 シーズ育成タイプについて	11
3.1.1 概要	11
3.1.2 事業推進体制	11
3.1.3 研究開発体制	11
3.1.4 事業推進の流れ	14
3.2 課題の提案・選考	16
3.2.1 対象分野について	16
3.2.2 課題提案の要件	20
3.2.3 課題提案者の要件	21
3.2.4 課題提案者とPOとの利害関係について	21
3.2.5 選考方法	22
3.2.6 選考の観点	24
3.2.7 フィージビリティスタディ（FS）について	25
3.3 研究開発費	26
3.3.1 研究開発費の額（申請可能額）、研究開発期間	26
3.3.2 研究開発費	26
3.3.3 マatchingファンド形式の支出について	29
3.4 採択後のプロジェクトリーダー、研究開発機関等の責務等	31
3.4.1 プロジェクトリーダー等の責務等	31
3.4.2 研究開発機関の責務等	33
3.5 オープンアクセス及びデータマネジメントについて	36
3.5.1 研究開発データの取扱い	36
3.5.2 DMPの作成責任者	37
3.5.3 DMPで定める事項	37
3.6 申請書類の作成・提出	39
3.6.1 申請に必要な書類	39
3.6.2 課題提案書様式について	39
3.6.3 提出にあたっての注意事項	40
<b>第4章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した申請書類の作成・提出等</b>	<b>43</b>
4.1 e-Radについて	43
4.2 e-Rad使用にあたる事前登録	43
4.2.1 研究機関の登録	43
4.2.2 研究者情報の登録	44
4.3 e-Radの使用にあたっての留意事項	44
4.3.1 e-Radの操作方法	44
4.3.2 e-Radの利用可能時間帯	44
4.3.3 e-Radの操作方法に関する問い合わせ先	45

4.3.4	e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	45
4.4	申請書類提出・作成時の注意事項	46
4.5	e-Rad の具体的な操作方法と注意事項	46
<b>第5章</b>	<b>応募にあたっての留意点</b>	<b>47</b>
5.1	研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について	47
5.2	不合理な重複及び過度の集中に対する措置	49
5.2.1	不合理な重複に対する措置	49
5.2.2	過度の集中に対する措置	49
5.2.3	不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供	50
5.3	他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	50
5.4	不正使用及び不正受給への対応	51
5.5	他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	53
5.6	関係法令等に違反した場合の措置	53
5.7	間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	54
5.8	府省共通経費取扱区分表について	54
5.9	社会との対話・協働の推進について	54
5.10	研究設備・機器の共用促進について	55
5.11	若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	56
5.12	安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	57
5.13	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について	58
5.14	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	58
5.15	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	59
5.16	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について	60
5.17	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について	60
5.18	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	63
5.19	生物遺伝資源等利用に伴う各種規制	63
5.20	生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い	63
5.21	人権及び利益保護への配慮	64
5.22	社会的・倫理的配慮	64
5.23	研究者の安全に対する責任	64
5.24	e-Rad からの内閣府への情報提供等について	64
5.25	研究者情報の researchmap への登録について	65
5.26	応募情報及び個人情報の取扱い	65
5.26.1	応募情報の管理について	65
5.26.2	個人情報の管理について	65
5.27	ダイバーシティの推進について	67
5.28	金融機関等との連携による研究成果の事業化促進（新「明日に架ける橋」）	68
5.29	中小企業技術革新（SBIR）制度による事業化支援	68
5.30	JST の研究開発の成果（研究開発ツール）について（ご案内）	70
5.31	バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	71
5.32	既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について	

.....	71
<b>Q&amp;A</b> .....	<b>73</b>
【共通事項】 .....	74
Q1 本プログラムは補助金・助成金制度か。 .....	74
Q2 他の研究費助成制度に、今回の申請内容と同様の申請をすることはできるのか。 .....	74
Q3 課題提案書は支援タイプ毎にあるのか。 .....	74
Q4 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による申請において、事務代表者、研究代表者は、どのような人になるのか。 .....	74
Q5 中小企業とはどのように定義されているのか。 .....	75
Q6 間接経費は、どのような使途に支出するのか。 .....	75
Q7 間接経費は、研究開発契約を締結する全ての研究開発機関に支払われるのか。 .....	76
Q8 申請書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。 .....	77
Q9 直接持参し提出することは可能か。また電子メール、FAX による提出は可能か。 .....	77
Q10 申請書類の受領書はもらえるのか。 .....	77
Q11 申請書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいか。 .....	77
Q12 審査の経緯を教えてもらえるのか。 .....	78
Q13 不採択となった場合、その理由については JST に問い合わせできるか。 .....	78
【シーズ育成タイプ】 .....	79
Q1 複数の企業が連名で申請できるか。 .....	79
Q2 複数の大学等が連名で申請できるか。 .....	79
Q3 シーズとして特許（出願中のものを含む）がないと申請できないのか。 .....	79
Q4 同一の企業責任者又は研究責任者が複数の課題提案を申請してよいか。 .....	79
Q5 市場性調査は、必須なのか。 .....	79
Q6 大学等機関が委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は？ .....	80
Q7 企業等機関が委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は？ .....	82
Q8 企業等機関が自己資金で支出できる人件費の範囲は？ .....	85
Q9 「不課税取引等にかかる納付消費税」とは何か .....	85
Q10 企業責任者（プロジェクトリーダー）・研究責任者・主たる研究分担者の人件費以外で、直接経費として計上できない経費にはどのようなものがあるか。 .....	86
Q11 企業について、取得物品のうち、取得価額 50 万円以上かつ使用可能期間が 1 年を超えるものは、JST 帰属の資産として JST に報告し、研究終了後は有償賃貸借や買い受けが必要とのことだが、研究終了に際し、JST へ返却し買い受けないことは可能か .....	86
Q12 企業について、取得物品買い受けの額を事前に確認することは可能か ...	87
Q13 企業について、試作品や試作装置は、どのような事務処理が必要か .....	87
Q14 企業の委託研究開発費の支出に関し、研究に必要なものを課題と一緒に研究参画する企業や、法人の子会社、また自社内に発注し、委託研究開発費で支払って良いか 同様に、自己資金の場合は認められるのか .....	87
Q15 委託研究開発費は、どのように支払われるのか。 .....	88
Q16 実施管理は、どのように行われるのか。 .....	89
Q17 研究開発期間中に研究計画を変更したい場合はどうすればよいか。 .....	89
Q18 研究開発成果等についてどのような報告書を作成しなければならないのか。 .....	89
Q19 成果の発表とは、具体的にどのようなことをしなければならないのか。 .....	89

Q20	研究期間が終了した時に達成されていなければならないことは何か。 ...	90
Q21	研究開発を途中で中止することはできるか。 .....	90
Q22	研究開発で得られた成果の展開について、JST はどのように考えているか。 .....	90
Q23	研究開発終了後、調査はあるのか。 .....	90
<b>シーズ育成タイプ 課題提案書 .....</b>		<b>91</b>
<b>企業の業種表及び研究開発分野表 .....</b>		<b>118</b>

# 第1章 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)について

## 1.1 目的

A-STEP は大学・公的研究機関等（以下、「大学等」という。下記<sup>(注)</sup>参照）で生まれた国民経済上重要な科学技術に関する研究成果を実用化することにより、社会へ還元することを目指す技術移転支援プログラムです。

(注)「大学等」とは、国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、国立研究開発法人、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人、一般財団法人（非営利型）、及び一般社団法人（非営利型）をいいます。

## 1.2 概要

A-STEP は、大学等の研究成果からシーズ候補を企業の視点から掘り起こして、シーズとしての可能性を検証して顕在化させるフェーズから、顕在化したシーズの実用性を検証する中期のフェーズ、さらに製品化に向けて実証試験等を行う後期のフェーズまでを対象としており、それぞれ、機能検証フェーズ、産学共同フェーズ及び企業主導フェーズを設けています。

各フェーズには、それぞれの特性に応じた複数の支援タイプを設けています。

A-STEP では、厳しい財政状況の中で産学による最適な研究開発を推進していくため、実用化に向けた研究開発の早い段階から政府資金と合わせて各支援タイプに応じた企業の支出や企業関係者による研究開発への関与、共同研究における企業の研究設備、施設等の活用などの民間負担を求めるとし、民間リソースの更なる積極的活用を推進します。



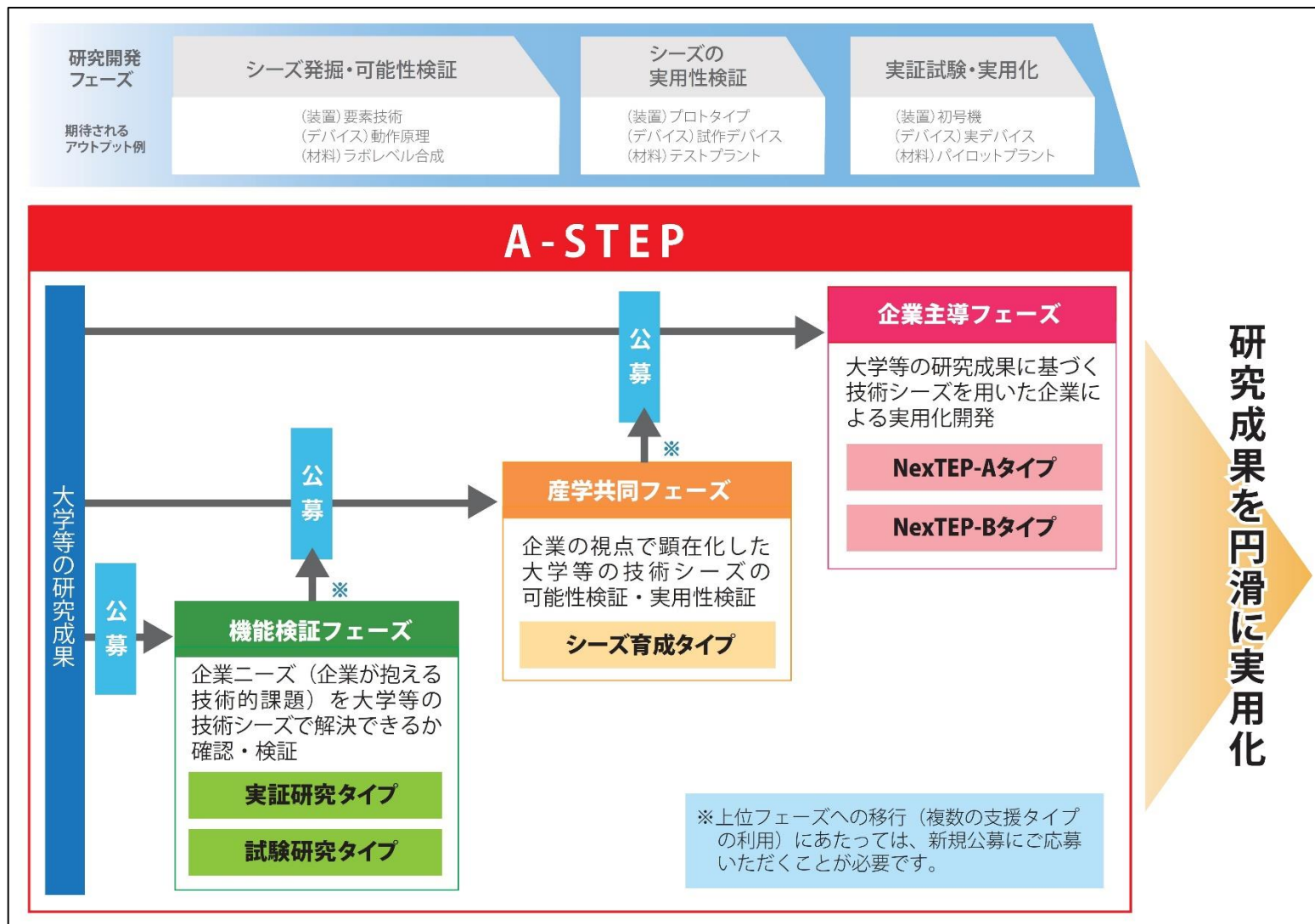


図1：A-STEP 概要

表 1. 支援タイプ比較表

フェーズ名	機能検証		産学共同	企業主導	
支援タイプ名	試験研究	実証研究	シーズ育成	NexTEP-B	NexTEP-A
支援対象	大学等のシーズが企業ニーズ（企業の抱える技術的課題）の解決に資するかどうか確認するための試験研究を支援	企業との共同研究に進むために必要な実証的な研究を支援	大学等の研究成果に基づく技術シーズの可能性検証及び実用性検証を行い、中核技術の構築を目指す産学共同の研究開発を支援	研究開発型企業による大学等の研究成果に基づく技術シーズの実用化開発を支援	企業ニーズを踏まえた企業による大学等の研究成果に基づく技術シーズの実用化開発を支援
申請者	大学等の研究者		開発実施企業と大学等の研究者	シーズの発明者・所有者の了承を得た開発実施企業（資本金 10 億円以下）	シーズの発明者・所有者の了承を得た開発実施企業
対象分野	テーマ設定はなし。ただし医療分野は対象外。				
研究開発期間	原則 1 年		2～6 年	最長 5 年	最長 10 年
研究開発費 (間接経費含む)	～300 万円	～1,000 万円	2,000 万円～5 億円	～3 億円	1 億円～15 億円
	グラント		マッチングファンド	マッチングファンド 実施料納付	開発成功時要返済 実施料納付

## 1.3 特徴

### 1.3.1 幅広い研究開発フェーズが支援対象

A-STEP では、どの研究開発フェーズからでも申請することができます。また、複数の支援タイプを継続して利用する<sup>(注)</sup> ことにより、長期の研究開発の実施することが可能です。

(注) 異なる支援タイプへ移行する場合は、公募時に新規提案としてご応募いただくことが必要です。

### 1.3.2 研究開発計画の最適化

A-STEP では提案された研究開発計画に関し、実施しようとする研究開発フェーズに対する支援タイプの選択、研究開発費の規模、実施期間等について、研究開発を効果的・効率的に推進するために、研究開発計画の最適化案を必要に応じて提示します。

研究開発計画の最適化は研究開発課題の採択時に、プログラムオフィサー（以下、「PO」という）<sup>(注)</sup> によって行います。

また、研究開発の推進中には、より効率的な推進のため、PO が研究開発課題全体のマネジメントを行い、推進について適宜アドバイスを行います。さらに個々の課題の推進状況に応じて、適切な外部の専門家（アドバイザー）を配置して課題推進の強化を図ります。

(注) PO 等については、「[3.1.2 事業推進体制](#)」をご覧ください。

## 第2章 課題提案公募の概要

### 2.1 募集期間及び公募要領について

平成30年度の課題提案の募集・選考は全フェーズを対象に実施します。公募要領はフェーズ毎に分かれています。この公募要領は産学共同フェーズを対象としたものです。他のフェーズについては該当する公募要領をご覧ください。

フェーズ	支援タイプ		募集期間	
			開始	締切
機能 検証	試験 研究	第1回	平成30年3月15日 (木)	平成30年5月15日 (火) 正午
		第2回	平成30年7月11日 (水)	平成30年9月11日 (火) 正午
	実証研究		平成30年7月11日 (水)	平成30年9月11日 (火) 正午
産学 共同	シーズ育成		<b>平成30年3月15日 (木)</b>	<b>平成30年5月10日 (木) 正午</b>
企業 主導	NexTEP-B		平成30年3月15日 (木)	平成30年6月8日 (金) 正午
	NexTEP-A		通年募集	

※複数のフェーズへの申請も可能です。同一のフェーズへの申請に関する要件は、各フェーズの公募要領で確認してください。

### 2.2 採択予定件数

機能検証フェーズ（試験研究タイプ）： 【第1回】70 課題程度  
【第2回】30 課題程度

（実証研究タイプ）： 5 課題程度

産学共同フェーズ（シーズ育成タイプ）： **20 課題程度**

企業主導フェーズ（NexTEP-B タイプ）： 若干数

企業主導フェーズ（NexTEP-A タイプ）： 若干数

※件数は課題提案の状況や予算により変動します。

## 2.3 募集・選考スケジュールについて

産学共同フェーズの募集締切後のおおよその選考スケジュールは以下の通りです（支援タイプによりスケジュールは異なります）。

書類選考 平成 30 年 5 月中旬～6 月下旬

面接選考 平成 30 年 7 月中旬～8 月上旬

課題選定 平成 30 年 8 月中旬～下旬

研究開発開始 平成 30 年 10 月 1 日（予定）

- ✓ 最終審査の結果については採否にかかわらず、企業責任者（プロジェクトリーダー）に通知します。
- ✓ 公募の概要について広く周知するため公募説明会を開催します。公募説明会のスケジュール、参加申込等の情報は A-STEP ウェブサイトで公開します。

## 第3章 産学共同フェーズ(シーズ育成タイプ)

### 3.1 シーズ育成タイプについて

#### 3.1.1 概要

大学等の研究成果に基づく顕在化したシーズ<sup>※1</sup>の可能性検証及び実用性検証<sup>※2</sup>のため、産学共同での本格的な研究開発を実施するものです。

社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できるイノベーションの創出に向け、科学技術の知見に基づいた、中核となる技術の構築、或いは中核技術の構築に資する成果を得ること（例：中核技術の構築の障壁となる技術的リスクの低減等）を目指します。

シーズ育成タイプによる支援終了後には、得られた成果を基に、企業において実用化に向けた研究開発を継続していただくことを期待します。

※1：本支援タイプにおけるシーズとは特許（出願中のもも含む）等の知的財産を指します。

※2：本支援タイプでは、要素技術や動作原理の検証などの基礎研究に近い研究開発フェーズから、実用環境でのプロトタイプ作製などの応用研究・開発研究までの幅広い研究開発フェーズを支援対象とします。

#### 3.1.2 事業推進体制

A-STEP では、JST が競争的資金制度として本プログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下、「PD」という）及びPOを定めます。PD、POは、外部有識者等で構成される研究開発運営・支援体制の核となり、本プログラムの適切な運営、課題の審査・評価・フォローアップ等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。PDは課題選定・本プログラム全体の方針や運営等を統括し、POは本プログラムの運営、課題の審査・評価・フォローアップ等の取りまとめを行います。

#### 3.1.3 研究開発体制

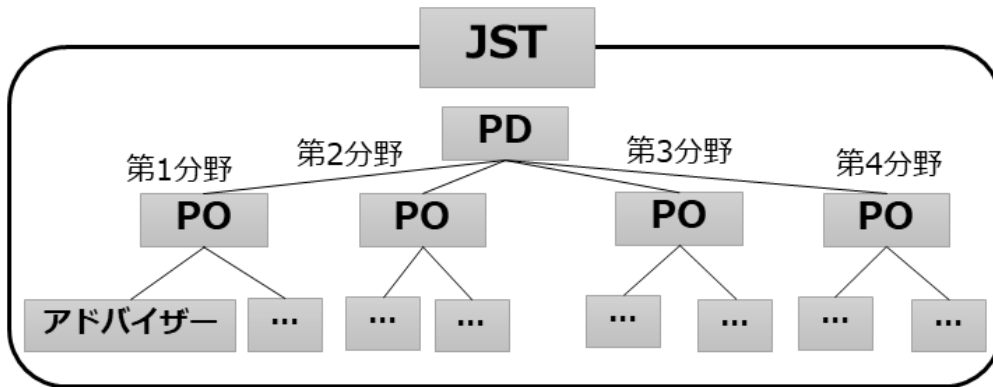
シーズ育成タイプにおける研究開発は、企業と大学等からなる産学共同研究チームで実施するものです。また、本タイプでは、企業側の代表者を「企業責任者」、大学等側の代表者を「研究責任者」と称し、企業責任者が研究チーム全体

の代表者（プロジェクトリーダー）となります。

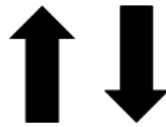
JST は産学共同研究チームに研究開発費の支出（マッチングファンド形式）、PO 等による技術支援を行います。

企業側の支出額を上限として、JST は研究開発費を支出します。詳しくは、[「3.3.3 マッチングファンド形式の支出について」](#)をご覧ください。

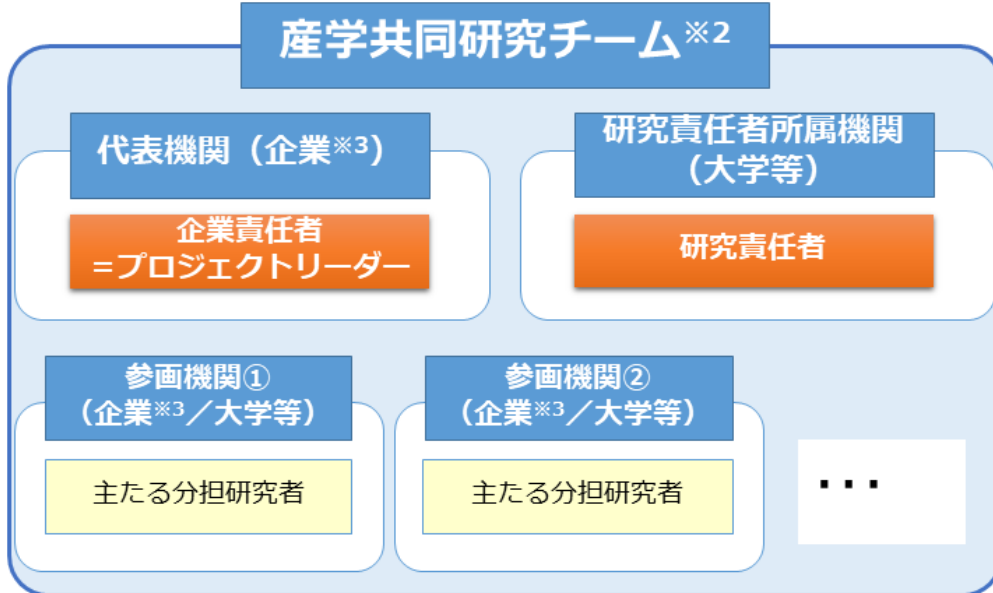
## シーズ育成タイプの事業推進体制と研究開発体制



・実施報告  
・経理報告



- ✓ 研究開発の委託※1
- ✓ 技術支援
- ✓ 中間評価・事後評価の実施
- ✓ 支援終了後の追跡調査の実施



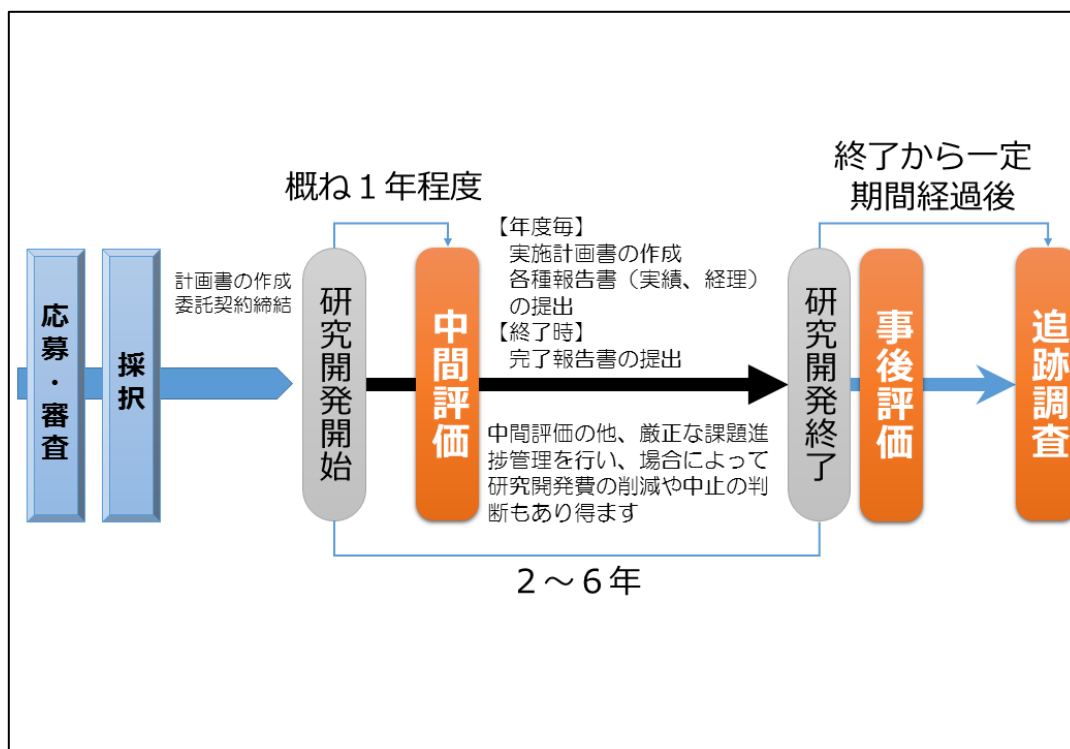
※1 JSTは個々の研究開発機関（企業、大学等）と個別に委託研究開発契約を締結（委託費を受けない場合は、研究開発実施に係る覚書を締結）

※2 参画機関の間で共同研究契約を締結

※3 マッチングファンド（研究開発費を負担）



### 3.1.4 事業推進の流れ



#### シーズ育成タイプの事業推進の流れ

##### 3.1.4.1 課題の募集・選考

平成 30 年度公募では全フェーズにおける各支援タイプについて、研究提案を募集します。選考は PO がアドバイザー等<sup>※</sup>の協力を得て行います。

※アドバイザーは、JST が PO の要請に基づき有識者の中から定めます。課題の評価及び課題の研究開発の推進において PO に意見を述べると共に、その他 PD、PO の求めに応じて意見を述べることを任務としています。

詳しくは「[3.2 課題の提案・選考](#)」をご覧ください。

##### 3.1.4.2 研究開発計画の作成

採択後、プロジェクトリーダーは研究開発課題の研究開発期間全体を通じた全体計画書を作成します。また、年度毎に実施計画書を作成します。研究開発計画には、研究開発費や産学共同研究チーム構成が含まれます。なお、提案された研究開発計画は選考を通じて査定を受け、その結果を計画書に反映していただきます。

### 3.1.4.3 契約

- a. 研究開発課題の採択後、JST は、本研究開発の参画機関の間で共同研究開発契約が締結されることを前提に、研究開発担当者<sup>※</sup>が所属する研究開発機関との間で、個別に委託研究開発契約を締結します。また、参画機関が委託費の配分を受けず自己資金のみを負担する指定機関となる場合や委託研究開発費の配分を受けず自己資金の負担もなく研究参画する場合には研究開発実施に関する覚書を取り交わします。

※研究開発担当者は、プロジェクトリーダー、研究責任者、及び JST が契約／覚書を締結する他の共同研究開発機関における責任者（以下、主たる研究分担者という。）の総称です。

- b. 委託研究開発契約書／覚書は JST で作成した雛型を使用し、附合契約との位置づけの下、個別の条項の修正はお受けしておりません。以下の URL で平成 30 年度の継続課題契約用の委託研究開発契約書／覚書の雛型を確認いただけます。

[http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/files/stage2\\_keiyakusho.pdf](http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/files/stage2_keiyakusho.pdf)

[http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/files/stage2\\_oboegaki.pdf](http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/files/stage2_oboegaki.pdf)

※今回の公募課題の採択に際しては、契約書／覚書の見直しが行われる場合がございます。ご了承ください。

- c. 各研究開発機関に対して、課題の採択に先立ち、また、委託研究開発契約締結前及び契約期間中に事務管理体制、財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については JST が指定する支払方法に従っていただくこととなる他、契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。

契約が締結できない場合には、当該研究開発機関では研究を実施できないことがあり、その際には研究開発体制の見直し等をしていただくこととなります。

- d. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究開発契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を

研究開発機関が遵守すること等を条件として、研究開発機関に帰属します。  
ただし、海外研究開発機関に対しては適用されません。

#### 3.1.4.4 研究開発実施

平成 30 年（2018 年）10 月から最長 2025 年 3 月までの 6 年半以内の期間で、研究開発を実施していただきます（期間の長さに関係なく、終了月は 3 月となります）。

終了時には完了報告書の提出を求めます。また、委託研究開発契約に基づく各種報告書を提出していただきます。研究開発費の支出状況についての報告は、委託研究開発費・自己資金ともに、年度毎／研究開発機関毎に作成していただき、各研究開発機関より提出していただきます。

また、JST は PO を核とした支援体制を構築し、所期の目的が達成されるよう、研究開発の進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）等を通し、研究開発実施者に対し、研究開発実施上必要な協力・支援及び事業終了後のフォローアップ等の一連の業務についての支援を行います。

#### 3.1.4.5 評価

PO は、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、アドバイザー等の協力を得て、研究課題の中間評価及び事後評価を行います。

中間評価の他、厳正な課題進捗管理を行い、場合によって研究開発費の削減や中止の判断もあり得ます。

#### 3.1.4.6 調査

JST は、研究開発終了後一定期間が経過した後に、実用化状況や研究開発の進捗状況を把握するための追跡調査を実施します。

## 3.2 課題の提案・選考

### 3.2.1 対象分野について

シーズ育成タイプは、社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できる、幅広い分野からの研究開発提案を対象としています。

シーズ育成タイプでは、第 1 分野から第 4 分野の評価分野を設定し、各々の

分野担当 PO が重視しているテーマを『プログラムオフィサーの方針』として示しています。ただし、これらの方針や記載されているキーワードに限定されることなく、様々な分野からの提案をお待ちしております。独創性の高い研究開発であることはもとより、産業化や社会実装に向けた障壁とその対策も考慮した具体的な構想をもつ研究開発提案を、是非積極的にご応募ください。

医療分野の研究開発は国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) が担っているため、A-STEP では原則として募集の対象外となります。

(注) 応募に際して、課題提案に合致する分野を選択していただきます。また、課題提案の内容により、選択したものと別の分野で選考を行う場合があります。

## ■ 第 1 分野

PO：石井 真 (元 ソニー L S I デザイン株式会社 代表取締役社長)

AI 技術の急速な普及に象徴されるように、ICT の技術革新が社会や産業に大きなインパクトを与え続けており、第 4 次産業革命の大きな波の到来が日々、予感されます。この技術革新が我々をとりまく人口問題 (少子化、高齢化) やエネルギー問題の解決に大きな役割を果たすとともに、新たな産業が新たな雇用を生み、我々の未来をより豊かで、より快適なものにしていくと予測されます。また ICT 分野の高度化と社会・産業への高度な応用は、日本産業の国際競争力強化の視点からも必須であると考えており、本分野の研究開発には大きな期待が掛かっています。

このような背景のもと、当分野では ICT およびその基盤となる電子デバイスを中心に、それらに関連する研究開発提案を広く対象としています。

### ● 公募分野・選考にあたっての PO の方針

ICT に関する技術開発およびその応用においては、材料、ハードウェア、ソフトウェアの研究開発のみならず、該当技術の産業化を加速するためのビジネスモデル、標準化といった視点での検討も必要です。

当該分野では、IoT/M2M/センサー/高速通信/ビッグデータ/AI/深層学習/ADAS/ロボット/AR/VR/セキュリティなど、社会や産業への影響の大きなテーマをキーワードとして掲げ、併せてこれらの技術を実現するキーデバイス全般

にわたる提案を対象とします。

## ■ 第 2 分野

PO：横井 秀俊（東京大学生産技術研究所機械・生体系部門 教授）

我が国の発展の礎を築いたのはものづくりの力であり、現在でも社会、産業の基盤となっています。先人たちの地道な努力により積み上げられてきた技術力ではありますが、一部では国際的な競争力を失いつつあるのが現状です。課題を発展的に解決し、競争力のあるものづくり基盤を構築するために、最新の科学技術を取り入れた革新的な製造技術の開発と、それに基づく新たな生産加工システムの構築、それによる競争力の高い工業製品群の実現が期待されています。

このような背景のもと、当分野では社会・産業の基盤となるものづくり、中核的な製造技術に関するさまざまな研究開発の提案を広く対象とします。

### ● 公募分野・選考にあたっての PO の方針

ものづくりに関する技術の発展及び産業基盤の強化においては、今までの経験則に頼る開発に終始せず、革新的な製造技術を提案し、かつ科学的にメカニズムを解明して、確かな基盤技術とする必要があると考えます。

当該分野では、ものづくりの基盤をなす中核的な製造技術群にブレークスルーをもたらす新たな加工法、また関連する高度な計測／自動化／システム化技術と加工機械／工具／金型、さらには超精密／高機能高付加価値／低環境負荷の製造技術と工業製品、などをキーワードとして、広く生産技術及びそれに関連する提案を扱います。なおハードウェア開発を指向した提案が望まれます。

## ■ 第 3 分野

PO：浜田 恵美子（元 名古屋工業大学大学院工学研究科 教授）

我が国の素材産業は、世界をリードする自動車産業をはじめ、エレクトロニクス、環境・エネルギーなどから鉱工業品、消費材などまで、幅広い産業をグローバルに支えその存在感を強めています。その競争力を維持拡大するために革新的な材料・部材の開発が求められるとともに、材料の生産プロセスにおけるサステナビリティ実現への要求も一層厳しいものとなってきております。これら

の要求に応えるものとして、斬新なアイデアに基づく産学連携の研究開発に大きな期待が寄せられています。

このような背景のもと、当分野では材料・部材その応用、又はその生産プロセスに関連する研究開発提案を中心に広く対象とします。

#### ●公募分野・選考にあたっての PO の方針

材料そのものに特異性又は優位性があり産業を革新すると期待されるもの、新たなエネルギー資源の活用を促進する新規な材料、希少資源を守るあるいは代替する材料などを重視します。また、それらに関わる素材の生産プロセス自体が画期的な省エネルギー・低環境負荷に繋がる技術も期待されます。産学連携により、優れた機能を理論的に把握し、産業界の発展を牽引するような競争力の高い提案を期待します。

当該分野では、自己組織化材料／界面制御材料／新規ナノデバイス材料／ナノ複合材料／新規触媒／新規反応場／分離・精製技術／環境低負荷材料、などをキーワードとする材料とその応用、生産プロセスに関連した提案を中心に扱います。なお、ターゲットとする用途を明確にするとともに、他の材料のみならず他の手法に対しても優位性を示す提案が望まれます。

#### ■第4分野

PO：穴澤 秀治（一般財団法人バイオインダストリー協会 先端技術・開発部長）

世界的な人口増・地球温暖化といった外的要因に加えて、狭小な国土・生産人口の高齢化といった内的問題から我が国の農林水産業は厳しい状況にあるといえます。一方で、アグリ・バイオ産業は食料生産に留まらず、健康維持促進、エネルギー生産、化学品などの原材料生産などにまで及ぶ、我が国が世界をリードする可能性を秘めた産業として位置づけられています。この従来の農林水産業の枠を超えたアグリ・バイオ産業の基盤となる最新の科学技術・異分野融合技術のさらなる研究開発推進には、国連で合意された「The Global Goals for Sustainable Development (SDGs)：持続可能な開発のための17の目標」に貢献する、大きな期待が寄せられています。

このような背景のもと、当分野ではアグリ・バイオ産業の基盤となる技術に関

連する研究開発提案を中心に広く対象とします。

#### ●公募分野・選考にあたっての PO の方針

アグリ・バイオ産業は食品・食料だけではなく、幅広い分野への展開の可能性を有する産業で、その共通的な課題となる、バイオマス資源の増産・安定確保に係わる研究開発も重要課題であると考えます。経済性、環境への配慮、倫理的・法的・社会的問題への対応、IoT、AI との融合技術といった、直接的に生産物にかかわるのではなく、将来を見据えた仕組みや方法を、画期的に向上させるということも重要な観点となります。

当該分野では、植物工場／生物農薬・機能性飼料／多収品種・耐病性品種、機能性食品／食の安全・安心／品質管理・保証、機能性素材／高機能生体分子／生物機能の活用／バイオミメティクス、光合成、健康、環境、生物データベースなどをキーワードに、アグリ・バイオ産業の基盤となりうる技術に関連するテーマを広く扱います。

#### 3.2.2 課題提案の要件

課題提案の要件は以下の通りです。

- ① 応募時点で産業界の視点により顕在化した、大学等の研究成果に基づくシーズ\*が存在し、かつその実施に関して顕在化したシーズを所有する機関等による同意が得られていることが必要です。

※本支援タイプにおけるシーズとは特許（出願中のものも含む）等の知的財産を指します。

※シーズの所有者に JST が含まれる場合は、必ず申請前に、JST 知的財産マネジメント推進部にご確認ください【TEL：03-5214-8417】

- ② 顕在化したシーズの可能性及び実用性を検証するための具体的な計画が立案できており、達成すべき目標が明確にされていることが必要です。
- ③ 企業に所属する企業責任者と、大学等に所属する研究責任者の連名での申請であることが必要です。

**企業責任者又は研究責任者が申請可能な課題提案の数は一人あた**

り 1 件となります。企業責任者又は研究責任者としてシーズ育成タイプに複数の課題提案を申請することは出来ません。

### 3.2.3 課題提案者の要件

応募の要件は以下の通りです。

企業責任者（プロジェクトリーダー）（a から c の要件を全て満たすこと）

- a. 自ら研究開発を行う能力があること。また研究開発を行っていて日本の法人格を有する民間企業※に常勤すること。

※民間企業とは、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社を指します。

- b. 研究開発の実施期間中、日本国内に居住し、研究開発全体の取りまとめに関し、責任を持つこと。

※研究開発のプロジェクトリーダーは、企業責任者とします。

※複数の企業が共同して研究開発を実施する場合は、プロジェクトリーダーの所属する機関を代表として申請を行ってください。

- c. 研究倫理に関する教育プログラムを修了していること。プログラムについては「[5.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について](#)」を参照してください

研究責任者（a かつ b の要件を満たすこと）

- a. シーズの創出にかかわった者であること。（シーズが特許の場合は、その発明者であること。）
- b. 研究開発の実施期間中、日本国内に居住し、かつ、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。  
あるいは、日本国内の大学等を主たる所属先として常勤の研究者と同等の研究開発環境にあり、所属機関がその研究者を契約上の研究担当者とした研究受託が可能であること。

### 3.2.4 課題提案者と PO との利害関係について

課題提案者（企業責任者又は研究責任者）が PO と下記 a.～e.のいずれかの関



係に該当する場合は、選考対象から除外されます。該当の有無について判断が難しい項目が一つでもある場合には、事前に JST にご連絡ください。

ご連絡先： a-step[at]jst.go.jp

- a. 課題提案者が PO と親族関係にある場合
- b. 課題提案者が PO と大学、独立行政法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している場合。あるいは、同一の企業における同一部門に所属している場合。
- c. 現在、課題提案者が PO と緊密な共同研究を行っている場合。又は過去 5 年以内に緊密な共同研究を行った場合。(例えば、共同プロジェクトの遂行、研究課題の中での研究分担者、あるいは共著研究論文の執筆等)
- d. 課題提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある場合
- e. 課題提案者の課題と直接的な競争関係にある場合

### 3.2.5 選考方法

スケジュールは「[2.3 募集・選考のスケジュールについて](#)」をご覧ください。

#### 3.2.5.1 選考の流れ

##### a. 形式審査

提出された申請書類について、応募の要件(課題提案者の要件、申請金額、必要書類の有無、申請及び参加資格の制限等)を満たしているかについて審査します。

応募の要件を満たしていないものは、以降の選考の対象から除外されます。

##### b. 書類選考

PO がアドバイザー等の協力を得て、書類選考を実施します。その際、研究開発実施企業に関する財務等審査もあわせて実施します。そのため、企業の決算書を求める場合があります。これらの選考結果をもとに JST が面接選考を実施する課題提案を選定します。

##### c. 面接選考

PO がアドバイザー等の協力を得て、面接選考を実施します。なお、面接選考に出席しなかった場合は、辞退とみなされます。

d. 最終選考

書類選考・面接選考の評価を踏まえ、PD 及び JST が取りまとめを行い、採択候補課題を決定します。

e. 研究開発計画等の調整

最終選考結果による採択候補課題に関し、JST は課題提案者と研究開発の計画及び委託研究開発契約に係る条件の調整を行います。条件が合意できない場合は、辞退とみなされます。

f. 研究開発課題の決定

条件の合意が得られた研究開発課題を JST が選定します。

### 3.2.5.2 選考に関わる者

公正で透明な評価を行う観点から、JST の規定に基づき、課題提案者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わらないようにしています。

a. 課題提案者等と親族関係にある者

b. 課題提案者等と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業における同一の部署に所属している者

c. 緊密な共同研究を行う者（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは課題提案者等の研究課題の中での研究分担者など、課題提案者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）

d. 課題提案者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者

e. 課題提案者等の課題と直接的な競争関係にある者

f. その他機構が利害関係と判断した場合

### 3.2.5.3 面接選考の実施及び選考結果の通知

書類選考の結果、面接選考の対象となった課題提案者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します。面接選考に際し、他の研究資金での申請書類、計画書等の提出を求める場合があります。面接選考の日程は決まり次第、課題提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

<http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

面接選考では、企業責任者ご本人に研究開発構想の説明をしていただきます。なお、必要に応じて研究責任者が補足説明をしていただいても構いません。

※面接選考にかかる旅費等の経費は自己負担でお願いします

書類選考、面接選考の各段階で不採択となった課題提案には、その都度、企業責任者へ選考結果を書面で通知します。結果通知時期は、書類選考結果を7月中旬、面接選考結果を8月中旬頃に予定しております。

採択課題については、採択課題名、企業責任者の所属機関名、研究責任者名とその所属機関名をウェブサイト等で公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

※応募情報の管理については「[5.26 応募情報及び個人情報の取扱い](#)」を参照してください。

### 3.2.6 選考の観点

シーズ育成タイプでは、以下の観点で審査を行います。

#### a. テクニカルメリット

独創性・優位性の高いシーズ技術を基にした研究開発計画であり、実行可能な体制が構築されていること。

- ✓ シーズ技術の独創性
- ✓ シーズ技術の競合優位性
- ✓ プロジェクト目標の妥当性
- ✓ プロジェクト計画の妥当性
- ✓ 研究者の研究遂行可能性
- ✓ 企業の開発遂行可能性
- ✓ プロジェクト体制

#### b. ビジネスメリット

市場優位性を確保するための事業化戦略が十分検討されていること。

- ✓ ターゲットユーザーの妥当性
- ✓ 製品・サービス仕様の妥当性

- ✓ 市場規模・成長性
- ✓ 競合優位性

c. 知財戦略

競争優位性を保つための知財戦略が具体的に検討されていること。

- ✓ 周辺特許取得状況・今後の戦略の妥当性

d. イノベーションインパクト

国民生活にインパクトを与えうる成果や波及効果が期待できること。

- ✓ 製品・サービスの社会革新性・公共性
- ✓ 経済的波及効果の大きさ
- ✓ 学術的波及効果の大きさ

e. その他、目的を達成するために必要なこと。

### 3.2.7 フィージビリティスタディ（FS）について

シーズ育成タイプに申請された課題提案の中から選考の結果、シーズ技術としての実現可能性を産学共同で検証していただくため、フィージビリティスタディ（FS）として採択を行う場合があります。

実施期間	1 年程度
研究開発費 (間接経費含む)	2,000 万円まで
	グラント

シーズ育成タイプ FS として採択された課題に対しては、研究開発実施後にはシーズ育成タイプに再応募していただくことを期待しています。

## 3.3 研究開発費

### 3.3.1 研究開発費の額（申請可能額）、研究開発期間

研究開発費	JST の支出額は原則、期間全体で総額 2,000 万円～5 億円まで（間接経費を含む）
研究開発期間	2～6 年 終了日は原則として年度末（3 月 31 日）。 最長、第 7 年次の年度末（2025 年 3 月）まで実施可。

シーズ育成タイプが支援する研究開発フェーズ・リスクの範囲と提案目標及び提案内容の相関を踏まえて、著しく不適切な目標設定や非合理、非効率な予算計画などが申請に含まれる場合は、評価が下がる場合があります。

企業が本プロジェクトに対し自ら負担する研究開発費の支出額を上限として JST は研究開発費を支出します（マッチングファンド形式）。マッチングファンド形式については、[「3.3.3 マッチングファンド形式の支出について」](#)をご参照ください。

### 3.3.2 研究開発費

#### 3.3.2.1 研究開発費の費目について

JST は委託研究開発契約に基づき、研究開発費（直接経費）に加え、原則として研究開発費（直接経費）の 30%を上限とする間接経費を委託研究開発費として研究開発機関に支払います。

本プログラムでは、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表（[「5.8 府省共通経費取扱区分表について」](#)参照）に基づき、以下のように費目構成設定をしています。研究開発費（直接経費）の対象範囲については、下記 URL の平成 29 年度「事務処理説明書」をご参照ください。

<大学等公的研究開発機関>

[http://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/h29\\_jimu\\_setsumei\\_daigaku.pdf](http://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/h29_jimu_setsumei_daigaku.pdf)

<企業等>

[http://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/h29\\_jimu\\_setsumei\\_kigyuu.pdf](http://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/h29_jimu_setsumei_kigyuu.pdf)

※今回の公募課題の採択に際し、「事務処理説明書」の見直しが行われる場合がございます。ご了承ください。

<p><b>1) 直接経費：当該委託研究開発に直接的に必要な経費。「物品費」・「旅費」・「人件費・謝金」・「その他」の4つの費目で構成</b></p>	
①物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
②旅費	研究開発担当者及び全体計画書記載の研究開発参加者に係る旅費、招へい者に係る旅費
③人件費・謝金	当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費
④その他	上記の他、当該委託研究開発を遂行するための経費 例) 研究開発成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等)、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注製作費、ソフトウェアライセンス使用料、検査業務費、特許関連経費(大学等のみ)、不課税取引等に係る消費税相当額など
<p><b>2) 間接経費：直接経費に対して一定比率(30%以内)で手当され、当該委託研究開発の実施に伴う研究開発機関の管理等に必要な経費としてJSTが支払い、研究開発機関が使用する経費</b></p> <p>※大学等公的研究機関、特に国立大学法人は研究開発費(直接経費)の30%の額とし、応募に際して間接経費を30%未満の割合とする研究開発計画とする場合には、必ず機関の事務部門に問題のないことを確認してください。</p>	

### 3.3.2.2 留意事項

#### ○課題提案書作成における人件費の取扱い

本プログラムでは、課題提案書(研究開発計画)において、人件費・謝金の

合計は原則として、直接経費の総額（全研究開発期間）の 50%以内とします。評価の結果を基に、契約前に JST が承認した場合に限り、人件費・謝金の合計が直接経費の総額の 50%を超える研究開発が可能です。

委託研究開発費で支出できる人件費の範囲についてはシーズ育成タイプ Q&A の Q6 及び Q7 をご参照ください。

#### ○特許関連経費の直接経費からの支出について

シーズ育成タイプでは、大学等を対象として、以下の 1 から 3 の要件をすべて満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能です。また、条件を満たしていない場合は間接経費から支出することが可能です。企業等は直接経費から特許関連経費を支出することは認められません。

1. 提案課題の委託研究開発にかかる成果を元にした発明であること。
2. 日本国内出願にかかる経費であること。
3. 受託研究期間内に権利化が見込まれること。

※ 平成 30 年度採択課題より適用されます。

※ 出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用等、出願・審査にかかる経費が対象となります。

※ 受託研究期間に権利化されなくても、返金等を求めることはありません。

特許関連経費の直接経費からの支出を行う場合は、特許関連経費の発生前に研究開発機関から JST に申請し、承認を得ることが必要です。

#### ○直接経費の費目間流用

直接経費の①から④の 4 つの費目間で、当該委託研究開発の目的に合致することを前提に、流用が可能です。

ただし、各費目における流用額が、当該年度における直接経費総額の 50%（この額が 100 万円に満たない場合は 100 万円）を超えるときは、JST の事前確認が必要となります。

※上記の範囲内であっても、研究開発計画の大幅な変更 [重要な研究項目の追加・削除、研究開発推進方法の大規模な軌道修正など] を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前に JST の確認が必要です。

#### ○繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

シーズ育成タイプでは、大学等が複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、繰越を行うことが可能です。ただし、直接経費 100 万円を超える繰越については事前の計画変更申請が必要となります。

#### ○年度末までの研究開発期間の確保

年度末一杯まで研究開発を実施することができるよう、会計実績報告書と研究開発実績報告書の提出期限を翌事業年度 5 月 31 日とします。研究開発期間又は契約期間の終了日が当事業年度の 3 月末日以外の場合は、提出期限を当該終了日の 61 日後とします。

各研究開発機関は、これらの対応が年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、研究開発機関内において必要な体制の整備に努めてください。

### 3.3.3 マッチングファンド形式の支出について

マッチングファンド形式の課題では、企業等が課題の実施にあたって自ら支出する研究開発費を上限として JST は委託研究開発費を支出します。なお、申請時の企業の資本金の額を基準として、支出した研究開発費にマッチング係数を乗じた金額を企業が負担した額（自己資金額）とみなします。

#### ※マッチング係数

資本金 10 億円以下の企業等 : 4 倍

資本金 10 億円を超える企業等 : 2 倍

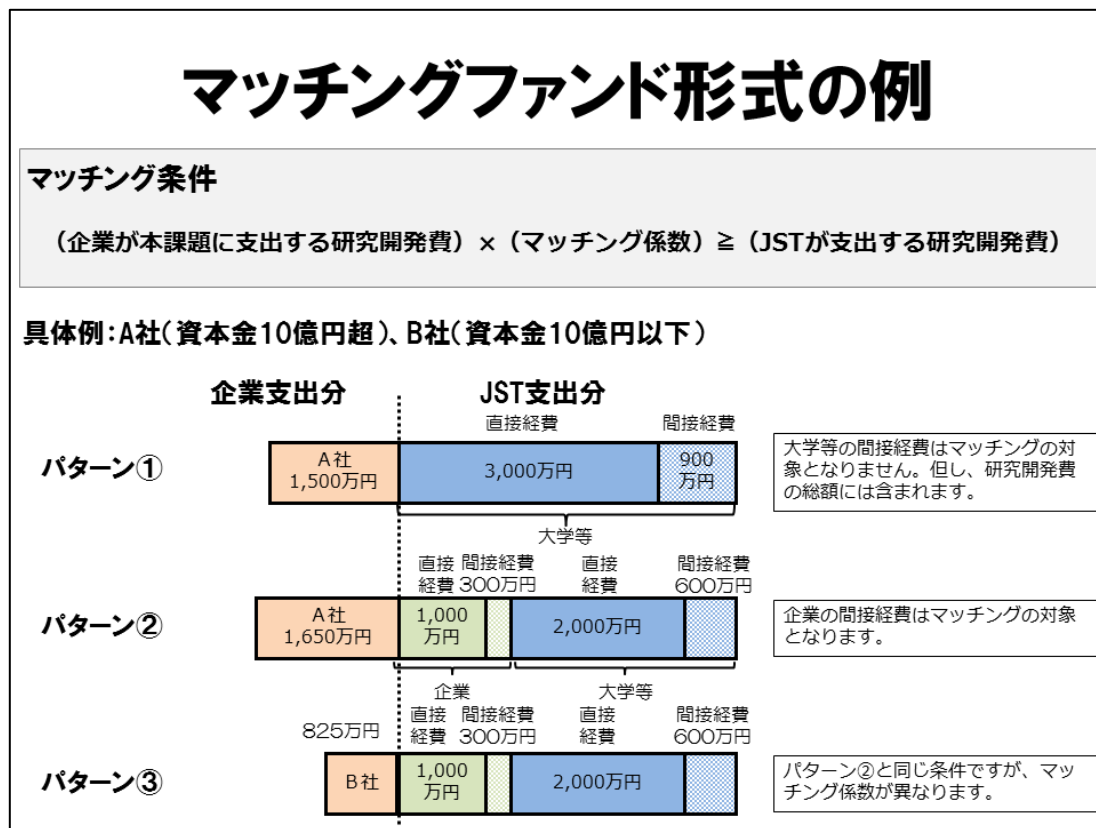
#### ※マッチングの条件

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{企業等} \\ \hline \text{自己資金} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{マッチング} \\ \hline \text{係数} \\ \hline \end{array} \geq \frac{\begin{array}{|c|c|} \hline \text{企業等 (JSTからの委託研究開発費)} & \text{直接経費+間接経費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|c|} \hline \text{大学等 (JSTからの委託研究開発費)} & \text{直接経費} \\ \hline \end{array}}{\quad}$$

JST から研究開発機関に支出する委託研究開発費でマッチングの対象となる費用は、企業等の研究開発費（直接経費）及び間接経費、並びに大学等の研究開発費（直接経費）となります。大学等の間接経費はマッチングの対象外となります。



すが、研究開発費の総額（「[3.3.1 研究開発費の額（申請可能額）、研究開発期間](#)」参照）の対象となりますのでご注意ください。



《マッチングにかかる留意事項》

- a. 企業等が自ら支出する研究開発費の費目は、原則として研究開発費（直接経費）と同じになります（「[3.3.2.1 研究開発費の費目について](#)」参照）。
- b. 企業等の委託研究開発費（直接経費）では支出を認められていませんが、以下に挙げる経費は自己資金として計上可能です。
  - ✓ 企業等に所属する研究開発担当者の人件費
  - ✓ 特許関連経費（出願、登録、維持に必要な経費）
  - ✓ 研究開発機関が所有する資産に対する改造費
  - ✓ 大学等への共同研究費（本プログラムの推進に必要な目的で使用されることが明確に記されたエビデンスの提出を条件とします）
- c. 複数の企業等が自ら研究開発費を支出する場合は、各々の資本金に対応したマッチング係数を乗じた額の合計が自己資金額となります。
- d. プロジェクトリーダーが所属する機関は、参画機関の自己資金に不足が生

じないよう責任を持って調整を行い、参画機関は、これに必要な協力を行っていただきます。

- e. 年度毎の経費の精算時において、自己資金額がマッチング対象額を超過することとなった場合には、JST が認めた場合に限り、その超過額を次年度の自己資金に含めることができます。
- f. マッチングは、JST が特に認める場合を除き、各年度で成立することとします。
- g. 各参画機関の自己資金の支出実績額の合計が不足しマッチングの条件を満たさない場合には、マッチングの条件を満たすまで、JST が定める基準に従って、委託研究開発費を財源に支出された経費を自己負担経費に振り替えていただきます。（マッチング未成立時の委託研究開発費の振替対応については、企業だけではなく、大学等公的研究機関を含む全参画機関が対象となります。）

### **3.4 採択後のプロジェクトリーダー、研究開発機関等の責務等**

#### 3.4.1 プロジェクトリーダー等の責務等

##### 3.4.1.1 確認書の提出について

研究開発担当者は、提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、対象者が確

実に履修するようご留意ください。

#### 3.4.1.2 研究倫理教材の受講・修了について

プロジェクトリーダー及び研究参加者は、研究上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）及び研究開発費の不正使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（オンライン教材）を修了することになります。詳しくは、「[5.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について](#)」をご参照ください。

#### 3.4.1.3 研究開発の推進・管理

プロジェクトリーダーは、研究チーム全体の研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。所属する機関だけではなく、課題に参加する機関全体の予算計画及び研究開発費の使用状況を他の研究開発担当者とともに把握をし、マッチング支出状況の把握をお願いします。他の研究開発担当者は、自身の研究グループの研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。

自身のグループの研究参加者や、特に本プログラムの研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。

プロジェクトリーダーは、研究開発遂行上のマネジメント、成果の公表等、推進全般についての責任を持つ必要があります。特に計画書の作成、各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、プロジェクトリーダーが行ってください。（上記の報告書のうち、研究開発費の支出状況についての報告は、各研究開発機関より提出していただきます。）

また、JST は、研究開発の期間中、PO 等による実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）を実施するとともに目的が達成されるよう、プロジェクトリーダー等に対し研究開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。

万一、研究開発実施企業の経営上の都合により、研究開発の継続に困難が生じた場合は、JST に速やかにその旨を連絡してください。

#### 3.4.1.4 評価への対応

プロジェクトリーダーから提出される報告書等及び必要に応じて行われる面接により、PO 等が研究開発の進捗状況や成果を把握し、それに基づき研究開発計画の見直し等に反映していただくことがあります。評価結果によっては、研究

開発期間中であっても、翌年度以降の研究開発計画の変更を求める、あるいは研究開発費を増額・減額や支援の中止を行うことがあります。

#### 3.4.1.5 研究開発の成果等の発表

本事業により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、研究開発課題終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。また JST から成果の公開・普及の発信に協力を依頼させていただく場合がございます。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST に通知するとともに、本事業による成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

#### 3.4.1.6 調査

本支援タイプ終了後、JST が実施する追跡調査（フォローアップ）にご協力いただきます。その他必要に応じて、進捗状況の調査にもご協力いただきます。

※研究開発終了後に、プロジェクトリーダーの連絡先等に変更があればご連絡ください。

### 3.4.2 研究開発機関の責務等

#### 3.4.2.1 研究開発費の管理・監査の体制整備

研究開発機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成 26 年 2 月 18 日改正」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努める必要があります。

また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（[5.13 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について](#)）。

#### 3.4.2.2 研究開発活動における不正の防止

研究開発機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライ

ン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取り組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます（[5.15 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について](#)）。

また、JST は、研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、新規採択の研究開発課題に参画し、かつ研究開発機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講及び修了を義務付けています（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。研究開発機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止を研究開発機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

#### 3.4.2.3 研究開発費の経理管理

JST が定める研究開発事務処理説明書等に従い、研究開発費の経理管理をお願いします。以下の URL の平成 29 年度「事務処理説明書」をご参照ください。

<大学等公的研究開発機関>

[http://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/h29\\_jimu\\_setsumei\\_daigaku.pdf](http://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/h29_jimu_setsumei_daigaku.pdf)

<企業等>

[http://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/h29\\_jimu\\_setsumei\\_kigyou.pdf](http://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/h29_jimu_setsumei_kigyou.pdf)

※今回の公募課題の採択に際し、「事務処理説明書」の見直しが行われる場合がございます。ご了承ください。

#### 3.4.2.4 報告、調査への対応

JST に対する所要の報告等、及び JST による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

### 3.4.2.5 取得物品の帰属

#### 《大学等》

JST が支出する委託研究開発費（直接経費）により機関が取得した物品については、取得時点で機関に帰属するものとします。

#### 《企業等》

JST が支出する委託研究開発費（直接経費）により企業等が取得した物品のうち、取得価額が 50 万円以上かつ使用可能期間が 1 年以上の物品の所有権は、JST に帰属し、取得価額が 50 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満のもの所有権については企業に帰属するものとします。

50 万円以上かつ使用可能期間が 1 年以上の物品は、研究開発期間中は JST から企業に対して無償で貸与し、研究開発終了後は企業が買い受けるかもしくは固定資産税相当額で 4 年間を上限とした有償貸与を経た後に買い受けとなります。また、買い受けに際しては、JST の基準により算定した評価額で買い取っていただきます。

### 3.4.2.6 知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）については、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）を適用し、同条に掲げられた事項を研究開発機関が遵守すること等を条件として、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属します。

受託機関以外の者が発明等に寄与した場合にも共同研究開発に参加している機関であれば、当該機関に帰属させることが可能です。ただし当該機関にも同条が適用されることが前提です。

日本版バイ・ドール条項が適用されて研究開発機関に帰属した知的財産権が、出願・申請、設定登録、又は実施がなされた際は、JST に対して所要の報告をしていただきます。なお、知的財産権を放棄する際には放棄を行う前に報告が必要となります。さらに、移転又は専用実施権等の設定をされる際は、事前に JST の承諾を得ることが必要となります。

研究開発の実施に伴い発生する知的財産権は、研究開発機関に帰属する旨の契約を当該研究に参加する研究者等と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。

### 3.5 オープンアクセス及びデータマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究開発成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究開発成果論文のオープンアクセス化や研究開発データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

A-STEP に参加する研究者は、研究開発成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物等を通じ、原則として公開していただきます。また、平成 30 年度以降に採択された課題においては、成果として生じる研究開発データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究開発計画書と併せて JST に提出していただきます。また、データマネジメントプランに基づいて研究開発データの保存・管理、公開を実施していただきます。

※オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/>

#### 3.5.1 研究開発データの取扱い

研究開発課題の研究開発計画に責任を負うプロジェクトリーダーはデータマネジメントプラン（以下、「DMP」という。）を作成し、本 DMP に基づき、研究開発課題によって生産された研究開発データ（以下、「研究開発データ」という。）を適切に管理・保存してください<sup>※1</sup>。研究開発データのうち、成果論文のエビデンスとなる研究開発データ（以下、「エビデンスデータ」という。）は公開を推奨します。また、それ以外の研究開発データについても公開することを期待します。ただし、研究開発データの中には公開にあたり特別な配慮を要するものがあることを認識いただいた上で、公開の対象外とする等、適切に対応してください<sup>※2</sup>。

※1 所属機関又は研究コミュニティが研究開発データの保存等に関するガイドライン等のルールを定めている場合、そちらも参照してください。

※2 非公開とする、又は公開を制限すべきデータの例は以下の通り。

○非公開とするデータの例

- ・機密保持、企業秘密、国益及び国家安全保障に関わるデータ

- 研究開発成果の商用化・産業化を目的として収集されたデータ
- 民間企業が保有するデータ
- 共同研究契約等で研究成果の公開に制限があるデータ

#### ○公開を制限すべきデータの例

- 個人のプライバシーの観点から保護が必要なデータ
- 財産的価値の観点から保護が必要なデータ

### 3.5.2 DMP の作成責任者

DMP の作成責任は研究開発計画の作成責任を負うプロジェクトリーダーにあります。本研究開発に参画する他の研究者等と協議の上で作成してください。

また、研究開発課題の採択後に、本研究開発の参画機関の間で締結する共同研究契約において、DMP 及びこれに基づくマネジメント実施について定めてください。

### 3.5.3 DMP で定める事項

プロジェクトリーダーは、以下の項目に従い DMP を作成し、採択時、研究開発計画とともに JST に提出してください。また、研究開発の進捗に従って DMP を変更する必要がある場合は、変更した上で都度 JST に提出してください。

#### 【DMP に明記する項目】

#### (1) 管理対象となる研究開発データの保存・管理方針

研究開発成果として得られる研究開発データの保存・管理方針について記入してください。研究開発課題終了後の継続的なデータ保存等の可能性を考慮してください。利活用可能な形式で保存することを推奨します。

#### (2) 研究開発データの公開・非公開に関する方針

(1)で管理対象とした研究開発データのうち、公開できるものと非公開とすべきものについて、以下の①～③を選択して記載してください。非公開とすべきものについては [3.5.1 研究開発データの取扱い](#) を参照の上、理由を明記してください。

- ① 非公開
- ② 本研究開発に参画する者の間限りの共有／限定された者への公開



### ③ 一般公開

#### (3) 公開可能な研究開発データの提供方法・体制

公開可能な研究開発データの提供にあたっては、プロジェクト終了後の継続的なデータ公開の可能性を考慮し、既存の公共データベースや学協会で整備されているリポジトリ等、分野で標準とされているデータベースへ登録し公開することが望まれます。適切な公共データベース等がない場合は、研究開発機関の機関リポジトリの活用を推奨します。

また、研究開発データの公開にあたっては、研究開発データを作成した研究者の研究開発活動を妨げないよう、研究者の権利保護の観点から必要に応じて公開までの猶予期間を設ける等、配慮してください。

#### (4) 公開研究開発データの想定利用用途

(2)で公開可能とした研究データについて、現在考えうる第三者の利用用途を記入してください。

【例 1】IoT、ビッグデータや人工知能（AI）等を活用したサービス開発のために研究開発データを利用する

【例 2】第三者が自らの研究開発データを比較評価するための参照先として研究開発データを利用する

#### (5) 公開研究開発データの利活用促進に向けた取組

(2)で公開可能とした研究データについて、以下のような取組を可能な範囲で記入してください。

- ① 研究開発データの信頼性向上への取組（例：実験条件の追記、論文等出典情報の明記等）
- ② 提供者自身へのフィードバック（例：利用目的・成果公表時出典の明記、定期的な意見聴取等）
- ③ 継続的なデータ蓄積・アップデート・精度向上を実現する体制

#### (6) その他特記事項

各種法令の遵守や研究開発データの提供に係る免責方針等、公開可能なデータの提供にあたってその他考慮すべき事項があれば記入してください。

## 3.6 申請書類の作成・提出

本プログラムへの申請は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じてプロジェクトリーダーに行っていただきます。e-Rad による申請につきましては「[第4章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した申請書類の作成・提出等](#)」を確認してください。

※提出された申請書類は、この事業の目的達成にふさわしい課題を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等の取扱いについては「[5.26 応募情報及び個人情報](#)の取扱い」に準じます。

※申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

### 3.6.1 申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下の2種類です。

①	シーズ育成タイプ課題提案書
②	提案シーズである知的財産の詳細が分かる資料（3点以内）※

※提案シーズが特許の場合、特許明細書になります。特許明細書とともに「出願番号」「出願人」「発明者」が分かる部分を必ず含めて下さい。他の知的財産についても同様です。課題提案書に記載している「知的財産」について、すべて提出してください。提案書中の記載と齟齬がないようにしてください。申請者の判断により添付をしない場合、技術内容の詳細が不明であることを理由に審査上不利益を被る可能性があることをご確認ください。

公募要領及び提案書様式は e-Rad で受付中の公募一覧を確認してダウンロードします。もしくは、A-STEP ウェブサイトからもダウンロードできます。

<http://www.jst.go.jp/a-step/>

### 3.6.2 課題提案書様式について

課題提案書は以下の項目からなります。

項目名	内容	提出要否
基本情報	課題名、申請分野、申請者等の情報を記載	必須

最終的に目指す製品・サービスの内容	将来目指す事業化の内容、競合技術との比較等を記載	必須
シーズ技術の内容と現状分析	シーズの内容・特徴と現状分析を記載	必須
事業化までのロードマップ	事業化までのロードマップを記載（知的財産戦略を含む）	必須
本支援タイプにおける研究開発の目標と実施構想	シーズ育成タイプにおける研究開発の目標を記載	必須
研究開発内容	研究開発機関毎の研究開発項目、実施内容を記載	必須
研究開発実施予定	研究開発実施項目の予定表、チェックポイントを記載	必須
研究開発費執行計画	研究開発機関毎の研究開発費の執行計画、マッチングファンド計画を記載	必須
研究開発の体制	参加者のリスト等を記載	必須
参画企業に関する情報	参画企業の概要、財務状況を記載	必須
研究費の応募・受入等の状況・エフォート	現在申請及び実施している他事業の状況を記載	必須
先行文献調査	シーズに関連する知的財産に対する先行文献調査の結果を記載	必須
引用文献リスト	今回の申請のシーズに関連する知的財産「以外」に引用した特許、文献のリスト	必須
特殊用語等の説明	提案書内で用いた専門用語、特殊用語について簡単に説明を記載	必須
倫理面への配慮	組替え DNA 実験や疫学研究、臨床研究などに該当する研究を計画している場合に、法令・指針等に基づく適切な措置を講じているか、倫理面・安全面に問題がないかを記載 該当がない場合もその旨を記載	必須

### 3.6.3 提出にあたっての注意事項

- a. **「e-Rad による提出」は平成 30 年 5 月 10 日（木）正午締切です。締切直前はシステムが混雑する可能性がありますので余裕をもって申請してください。**
- b. **全ての提案書等について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので**

**御注意ください。**

- c. 締切の少なくとも 2 週間以上前に e-Rad への登録（申請者及び所属研究機関の登録が必要）を済ませてください。
- d. 提出書類は全て、e-Rad にアップロードして下さい（郵送、持参、FAX 及び電子メールによる提出は受けられません）。
- e. 誤って郵送された場合も受理しません。発送者への連絡・返却は行わず、シュレッダー処理致します。
- f. 申請にあたっては、必ず研究開発に参画する全ての機関の事前了解を得ておいてください。なお、大学等において知的財産関連部門・産学連携関連部門等が設置されている場合は、当該部門の了解も得ておいてください。
- g. 複数の企業が共同して研究を実施する場合は、そのうちの 1 社から、企業責任者の所属する機関を代表として申請を行ってください。
- h. 課題提案書作成にあたっては、様式を参考に簡潔かつ要領良く作成してください。また、課題提案書は、印刷物をスキャナー等で取り込むのではなく、WORD から PDF への変換処理をして下さい。**PDF 変換は必ず e-Rad の機能を使用して行って下さい。**（e-Rad にアップロードできる最大容量は 10MB です）
- i. 課題提案書には下中央に通し頁（- 1 -）を付けてください。
- j. 知的財産にかかる書類がある場合は e-Rad にアップロードして下さい。書類は印刷物をスキャナー等で取り込んでかまいません。
- k. 課題提案書において記載があるにもかかわらず、ファイルがアップロードされていない場合も申請者側の判断にてアップロードしなかったものとして評価を進めますが、適切な評価ができず審査上不利益を被る可能性があることをご了解ください。
- l. PDF ファイルには印刷制限・コピー制限などのセキュリティ設定を行わないでください。設定された場合、アップロードしなかったものとして取扱い、適切な評価ができず審査上不利益を被る可能性があることをご了解ください。

- m. 必須としている提出書類に不足・不備がある場合は要件不備となり形式審査で不採択となることがあります。
- n. 締切後、提出いただいた書類の返却、差し替え、追加、変更等には一切応じられません。なお、秘密保持については厳守いたします。

## 第4章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した申請書類の作成・提出等

現在、e-Radシステム改修後の確認のため、A-STEPの公募情報は公開していますが、実際に応募することはまだ出来ません。確認終了後、速やかに応募画面を公開します。

また、本章の「4.5 e-Radの具体的な操作方法と注意事項」も作成中です。こちらも完成次第、e-Rad及びA-STEPウェブサイトで公募要領を差し替えます。

ご不便をおかけして申し訳ございませんが、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 4.1 e-Rad について

e-Radとは各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（申請受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」は、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

**※e-Radは平成30年2月28日（水）から、新システムに移行しました。**

- ・ユーザビリティ改善の観点から、画面デザイン、メニュー構成等が全面的に刷新されました。

新システムのマニュアルは、e-Radポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）に掲載しています。主な変更点についても記載しておりますので、必ずご確認ください。

### 4.2 e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Radの使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要になります。

#### 4.2.1 研究機関の登録

申請時までにはe-Radに研究機関が登録されていることが必要となります。研

究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、e-Radポータルサイトから研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の申請の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### 4.2.2 研究者情報の登録

研究機関は研究開発担当者の研究者情報を登録し、ログインID、パスワードを取得することが必要となります。研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

### 4.3 e-Rad の使用に当たっての留意事項

#### 4.3.1 e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、申請してください。

#### 4.3.2 e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼動していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

#### 4.3.3 e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

本プログラムそのものに関する問い合わせは JST の担当部署にて受け取ります。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け取ります。

本プログラムウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○本プログラムウェブサイト：<http://www.jst.go.jp/a-step/>

○e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

(問合せ先)

本プログラムに関する問い合わせ及び申請書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	科学技術振興機構 A-STEP募集担当窓口	03-5214-8994 (TEL) 03-5214-8999 (FAX) a-step[at]jst.go.jp (E-mail)
e-Radの操作方法に関する問合せ	e-Radヘルプデスク	0570-066-877 (ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日及び 年末年始を除く

#### 4.3.4 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本制度のウェブサイトにおいて公開します。



#### 4.4 申請書類提出・作成時の注意事項

- ✓ e-Rad をご利用の上、提出してください。  
システムの操作マニュアルは、「[4.5 e-Rad の具体的な操作方法と注意事項](#)」を参照してください。
- ✓ 本プログラム内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。  
申請書類（電子媒体）は「Word」で作成の上、PDF 変換は必ず e-Rad の機能を使用して行って下さい。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容を必ず確認してください。
- ✓ アップロードできる 1 ファイルあたりの最大容量は 10MB です。
- ✓ 提出締切日時までに、申請のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。申請のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による申請の提出が行われたにもかかわらずこれらのステータスにならなかった場合は、本プログラムの担当まで連絡してください。
- ✓ e-Rad による申請書類のアップロード等は締切の数日前に余裕をもって行ってください（締切間際はシステムが混雑し、大変時間がかかる場合があります）

#### 4.5 e-Rad の具体的な操作方法と注意事項

**現在、e-Radシステム改修後の確認のため、A-STEPの公募情報は公開していますが、実際に応募することはまだ出来ません。確認終了後、速やかに応募画面を公開します。**  
**また、本項目も作成中です。こちらも完成次第、e-Rad及びA-STEPウェブサイト上で公募要領を差し替えます。**  
**ご不便をおかけして申し訳ございませんが、何卒よろしくお願い申し上げます。**

## 第5章 応募にあたっての留意点

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

### 5.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について

プロジェクトリーダーは、研究倫理に関する教育プログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、要件不備となりますのでご注意ください。(A-STEP の場合、プロジェクトリーダー以外の研究開発担当者は、申請時の受講・修了は必須とはしません。)

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「[第4章 府省共通研究開発管理システム \(e-Rad\) を利用した申請書類の作成・提出等](#)」をご覧ください。

- (1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合  
所属機関で実施している e-ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。
- (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）
  - a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合  
JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。
  - b. 上記 a.以外の場合  
所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場

合は、JST を通じて CITIJapan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。

<https://edu.citiprogram.jp/jstshinsei.html>

受講にあたっては、受講登録が必要となります。受講登録及び受講方法は、上記 URL にある受講手順書をご参照ください。

受講登録及び受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び修了証番号を申告してください。

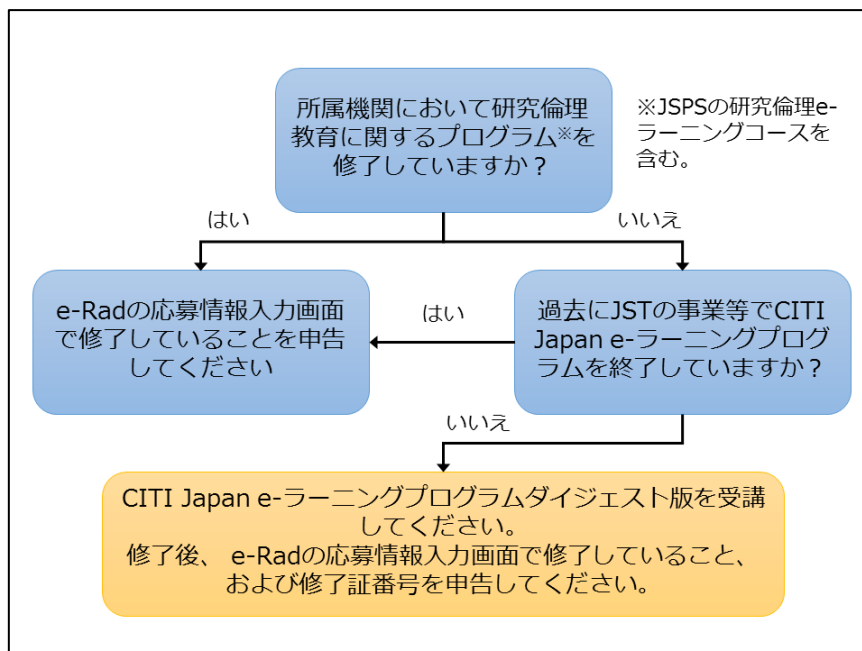
(3) (2)-b において、申請時点で受講・修了できなかった場合は、応募要件を満たさないこととなりますので、募集締切に間に合うよう、速やかに受講・修了してください。

■ CITI Japan e-ラーニングプログラムに関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu[at]jst.go.jp

### 研究倫理講習に関するプログラム受講と修了申告チャート



なお、JST では、A-STEP に参画する研究者等について、JST が指定する「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の単元を受講・修了していただくことを義務づけております。平成 30 年度においても同様の対応を予定しておりますので、

採択の場合は、原則として全ての研究参画者に JST が指定する「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する CITI Japan e-ラーニングプログラムの単元を修了している場合を除きます）。

## 5.2 不合理な重複及び過度の集中に対する措置

### 5.2.1 不合理な重複に対する措置

課題提案者が、同一の研究者による同一の研究開発課題（競争的資金が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。）の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究開発費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ✓ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究開発課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ✓ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ✓ 複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ✓ その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本プログラムの事務担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### 5.2.2 過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究開発内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究開発内容が異なる場合においても、当該課題提案者又は研究開発グループ（以下、「申請者等」という。）に当該年度に配分される研究開

発費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ✓ 課題提案者等の能力や研究開発方法等に照らして、過大な研究開発費が配分されている場合
- ✓ 当該研究開発課題に配分されるエフォート（課題提案者の全仕事時間<sup>※</sup>に対する当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究開発費が配分されている場合

※課題提案者の全仕事時間とは、研究開発活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ✓ 不必要に高額な研究開発設備の購入等を行う場合
- ✓ その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本プログラムの事務担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### 5.2.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

## 5.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況（制度名、課題名、実施期間、エフォート等）を課題提案書内の様式に記入願います。

他府省を含む他の競争的資金等への応募段階（採択が決定していない段階）での本プログラムへの申請は差し支えありませんが、他の制度への応募内容、採択の結果によっては、本プログラムの審査の対象から除外され、採択の決定が取り

消される場合があります。

課題提案者が、異なる課題名又は内容で他の制度において助成を受けている場合は、上記の重複申請の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮することとなりますのでご注意ください。

このため、他の制度で助成を受けている場合、採択が決定している場合、又は申請中の場合には課題提案書の「他事業への申請状況」に正確に記入してください。記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

## 5.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究開発費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下の通り厳格に対応します。

### (i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究開発契約の解除・変更を行い、委託研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

### (ii) 申請及び参加<sup>※1</sup>資格の制限等の措置

本プログラムの研究開発費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup>に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、研究開発担当者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）へのプロジェクトリーダー、研究責任者又は研究開発担当者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 <sup>※3,4</sup>	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合、申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

### (iii) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究開発費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本プログラムへの申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

さらにJSTにおいても、当該不正事案の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表します。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省ウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下のURLを御参照ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

## 5.5 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度<sup>※</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成30年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成29年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のURLをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

## 5.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、当該法令等に基



づく処分・罰則の対象となるほか、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

## 5.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究開発機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究開発機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究管理システム（e-Rad）より報告してください（複数の競争的資金を獲得した研究開発機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関するe-Radの操作方法が不明の場合は、e-Radの操作マニュアル（<https://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>）又は「よくある質問と答え」（<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593>）を参照してください。

## 5.8 府省共通経費取扱区分表について

本プログラムでは、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。

<http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/files/kubun.pdf>

## 5.9 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係

を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考) 「国民との科学・技術対話」の推進について (基本的取組方針)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(参考) 「第5期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

## 5.10 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下、「機器共用システム」という。)を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本プログラムにより購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施し

ている「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月25日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

- 競争的資金における使用ルール等の統一について（平成29年4月20日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

[http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3\\_siyouuruu.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruu.pdf)

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

## 5.11 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

## 5.12 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究開発機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきました。そのため、研究開発機関が当該委託研究開発を含む各種研究開発活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究開発機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

- ※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されていま

す。詳しくは下記をご参照ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

### 5.13 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について

本プログラムの応募、研究開発実施等に当たり、研究開発機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）<sup>※1</sup>の内容について遵守する必要があります。

研究開発機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究開発機関の責任の下、研究開発費の管理・監査体制の整備を行い、研究開発費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

### 5.14 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究開発機関は標記ガイドラインに基づく研究開発費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書

5.13 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について

である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の研究開発実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、契約締結予定日までに、研究開発機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用して、チェックリストが提出されることが必要です。ただし、平成 30 年 4 月以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究開発活動は行っているが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けていない研究開発機関については、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

※なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究開発機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。(登録には通常 2 週間程度を要しますので十分御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ウェブサイトを示された提出方法の詳細とあわせ、以下のウェブサイトをご覧ください。)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

## **5.15 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について**

研究開発機関は、本プログラムへの応募及び研究開発活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び

文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

## 5.16 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究開発機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究開発実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、契約締結予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 30 年 4 月以降、別途の機会で研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究開発活動は行っているが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けていない研究開発機関については、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

## 5.17 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に

5.16 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

## 基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本プログラムにおいて、研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

### (i) 契約の解除等の措置

本プログラムの研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて委託研究開発契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

### (ii) 申請及び参加資格の制限措置

本プログラムによる研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から※）
特定不正行為に関与した者	1 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2 特定不正行為があった研究に	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性

5.17 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について



	係る論文等の著者	者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	が高いと判断されるもの 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1 及び 2 を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

### (iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

### (iv) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究開発機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

さらに JST においても、当該事案の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究開発機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に

対応してください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

## 5.18 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本プログラムへの研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、交付申請手続きの中で、プロジェクトリーダーは、本プログラムへの研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

## 5.19 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等（生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認及び対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【参考】生物多様性条約（CBD）に基づく生物資源へのアクセスと利益分配 一企業の為のガイドー（一般財団法人バイオインダストリー協会）

<http://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ウェブサイト

<https://www.cbd.int/>

## 5.20 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究開発及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発<sup>(注)</sup>の有無を確認してください。また、

これらに該当する研究については、開始時までには必ず所定の手続きを完了してください。

(注) 詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

文部科学省ウェブサイト「生命倫理・安全に対する取組」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm)

環境省ウェブサイト「「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集」

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/rule.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html)

なお、上記の手続きを怠った場合又は当該法令等に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

## 5.21 人権及び利益保護への配慮

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を行う申請の場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

## 5.22 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。

また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

## 5.23 研究者の安全に対する責任

本プログラムの研究開発実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

## 5.24 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府

省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

## 5.25 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

## 5.26 応募情報及び個人情報の取扱い

### 5.26.1 応募情報の管理について

申請書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査には JST 内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

不採択の申請に関する情報は、その内容の一切を公表しません。

### 5.26.2 個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法

律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ✓ A-STEP の審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ✓ 審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ✓ JST が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

## 5.27 ダイバーシティの推進について

### JSTはダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JSTは女性研究者の積極的な応募に期待しています。JSTでは、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
理事長 瀧口 道成

### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通してSDGs等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺美代子

JSTでは、研究者がライフイベント（出産・育児・介護）に際し、キャリアを中断することなく研究開発を継続できること、また一時中断せざるを得ない場合は、復帰可能となった時点で研究開発に復帰し、その後のキャリア継続が図れることを目的とした、研究とライフイベントとの両立支援策（当該研究者の研究・開発の促進や負担軽減のために使用可能な男女共同参画費の支援）を実施しています。

詳しくはJSTダイバーシティの取組

(<http://www.jst.go.jp/diversity/research/>) をご覧ください。

## 5.28 金融機関等との連携による研究成果の事業化促進(新「明日に架ける橋」)

JSTは、投資を主業務とする（株）産業革新機構（INCJ）<sup>※1</sup>、融資を主業務とする（株）日本政策金融公庫（日本公庫）<sup>※2</sup>、経営・創業支援を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）<sup>※3</sup>等と、本プログラム等により創出された研究開発成果の事業化の促進等に協力して取り組むために連携をしております。

本プログラムでは、制度利用者である中小企業やベンチャー企業に対する経営面のアドバイスを受けているほか、研究成果の出口戦略を進めて行くにあたり、INCJや日本公庫等への紹介などを実施します。

※1 株式会社 産業革新機構：<http://www.incj.co.jp/>

※2 株式会社 日本政策金融公庫：<http://www.jfc.go.jp/>

※3 独立行政法人中小企業基盤整備機構：<http://www.smri.go.jp/>

## 5.29 中小企業技術革新(SBIR)制度による事業化支援

本プログラムは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく中小企業技術革新制度（SBIR）の特定補助金等交付事業に認定されています。当

該補助金等を受けた中小企業者は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、特許料等の軽減措置、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大等の特例の支援措置を受けることができます。SBIR データベースに、各種の情報を提供することがあります。

- ① ただし、研究開発のための業務に限ります。
- ② ただし、業務委託については対象外です。

詳しくは、SBIR 特設サイトをご覧ください。

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir.html>



## 5.30 JSTの研究開発の成果(研究開発ツール)について(ご案内)

JSTでは基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。

そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指したJST先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。

研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは先端計測のウェブサイト(<http://www.jst.go.jp/sentan/>)をご覧ください。

先端計測ウェブサイト (<http://www.jst.go.jp/sentan/>)

先端計測 成果集

先端計測DB

### 5.31 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）※では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットを丸ごとダウンロードできる「生命科学系データベースアーカイブ」（<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/>）を提供しております。また、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォーム「NBDC ヒトデータベース」（<http://humandbs.biosciencedbc.jp/>）では、ヒトに関するデータを提供しております。

※バイオサイエンスデータベースセンター（<http://biosciencedbc.jp/>）では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行っています。研究データが広く共有・活用されることによって、研究や開発が活性化されることを目指しています。

生命科学分野の皆様の研究成果データが広く長く活用されるために、NBDCの「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるようご協力をお願いします。

### 5.32 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年六月二十九日法律第七十八号）、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年六月十一日法律第六十三号）等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本プログラムにおける委託研究開発の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考：主な共用施設・設備等の事例>

<p>「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設 (課題申請スケジュール等、利用に関する情報は各施設のご案内を参照してください。)</p> <p>大型放射光施設「SPring-8」 (毎年5月頃、11月頃に公募) <a href="http://user.spring8.or.jp/">http://user.spring8.or.jp/</a></p> <p>X線自由電子レーザー施設「SACLA」 (毎年5月頃、11月頃に公募) <a href="http://sacra.xfel.jp/">http://sacra.xfel.jp/</a></p> <p>大強度陽子加速器施設「J-PARC」 (毎年5月頃、10月頃に公募) <a href="http://is.j-parc.jp/uo/index.html">http://is.j-parc.jp/uo/index.html</a></p> <p>「京」を含むハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)システム <a href="http://www.hpci-office.jp/">http://www.hpci-office.jp/</a></p>
<p>先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業 <a href="http://kyoyonavi.mext.go.jp/">http://kyoyonavi.mext.go.jp/</a></p>
<p>ナノテクノロジープラットフォーム <a href="https://nanonet.go.jp/">https://nanonet.go.jp/</a></p>
<p>低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業 <a href="http://www.nims.go.jp/lcnet/">http://www.nims.go.jp/lcnet/</a></p>
<p>つくばイノベーションアリーナナノテクノロジー拠点(TIA-nano) <a href="http://tia-nano.jp/">http://tia-nano.jp/</a></p>
<p>創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4拠点) <a href="http://pford.jp/">http://pford.jp/</a></p>
<p>ナショナルバイオリソースプロジェクト <a href="http://www.nbrp.jp/">http://www.nbrp.jp/</a></p>
<p>「きぼう」日本実験棟/国際宇宙ステーション <a href="http://iss.jaxa.jp/kiboexp/participation/">http://iss.jaxa.jp/kiboexp/participation/</a></p>

# 研究成果最適展開支援プログラム A-STEP

## Q&A

## 【共通事項】

### 【申請前】

Q1 本プログラムは補助金・助成金制度か。

A1 補助金・助成金制度ではありません。JST と各機関の間で締結する委託研究開発契約に基づき、研究開発を実施していただくプログラムです。

Q2 他の研究費助成制度に、今回の申請内容と同様の申請をすることはできるのか。

A2 申請は可能です。ただし、同一課題又は内容で、他の制度へ申請している場合は、課題提案書の「他制度への申請、実施等」欄に正確に記入してください。不実記載が判明した場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、委託契約の解除となる場合があります。なお、申請内容のうち、上記の重複申請の制限に必要な範囲において他の競争的資金の担当者（独立行政法人を含む）に情報提供を行うことがありますので、予めご了承願います。同一の申請者が、別の課題又は内容で各支援タイプに申請することは差し支えありませんが、エフォート、過度の集中の排除等が審査され、採択できない場合もありますので、ご注意ください。

Q3 課題提案書は支援タイプ毎にあるのか。

A3 それぞれ異なる提案書様式をご利用いただきます。

### 【申請中】

Q4 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請において、事務代表者、研究代表者は、どのような人になるのか。

A4 （事務代表者）

申請する企業又は大学等で 1 名、e-Rad に係る事務を代表する方のことです。事務代表者は、e-Rad への企業・大学等の登録、事務分担者及び研究者の情報の管理等を行います。（事務分担者は置かないことも可能です。）（事務代表者の例： 総務部長、総務課長 等）

（研究代表者）

一件の申請につき 1 名、申請する際に代表者となる方で、e-Rad による

申請等を行います。（申請に先立ち、事務代表者により e-Rad に登録されている必要があります。）研究代表者は、各支援タイプにおける「プロジェクトリーダー」が相当します。各支援タイプにおける「プロジェクトリーダー」は、支援タイプ毎の公募要領にてご確認ください。なお、研究代表者は、採択された場合は公開が予定されている<sup>※</sup>ことをご留意ください。

※採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のウェブサイトにおいて公開します。

Q5 中小企業とはどのように定義されているのか。

A5 具体的には申請段階で資本金が10億円以下の企業と定義しています。

Q6 間接経費は、どのような使途に支出するのか。

A6 間接経費は、採択された研究開発課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究開発機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究開発機関が充当するための資金です。

間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡申合せ／平成26年5月29日改正）では、以下のように例示されています。

<ここから>

(1)管理部門に係る経費

(ア) 施設管理・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、など

(2)研究部門に係る経費

- (ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費  
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
  - (エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る経費  
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
  - (オ) 特許関連経費
  - (カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費
  - (キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
  - (ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
  - (ケ) 設備の整備、維持及び運営経費
  - (コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費
  - (サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
  - (シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
  - (ス) 図書館の整備、維持及び運営経費
  - (セ) ほ場の整備、維持及び運営経費
- など

(3)その他の関連する事業部門に係る経費

- (ソ) 研究成果展開事業に係る経費
  - (タ) 広報事業に係る経費
- など

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究開発機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究開発機関の長が必要な経費と判断した場合、執行するは可能である。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

<ここまで>

Q7 間接経費は、研究開発契約を締結する全ての研究開発機関に支払われるのか。

A7 原則として、課題提案書に記載された間接経費率に基づき、委託研究開発契約を締結する全ての研究開発機関を対象に、間接経費として、直接経費

の30%を上限として、間接経費を決定します。なお、大学等公的研究機関、特に国立大学法人は研究開発費（直接経費）の30%の額とし、応募に際して間接経費を30%未満の割合とする研究開発計画とする場合には、必ず機関の事務部門に問題のないことを確認してください。

また、課題提案書作成時点で設定した間接経費の割合を研究開発機関の都合で採択後に変更すること、あるいは、年度毎に増減させることはできませんので、課題提案書作成に際しては、所属する機関の間接経費の考え方やルールを必ずご確認くださいませます様をお願いします。

Q8 申請書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A8 直接、JSTにお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等についてはメール、FAX 又は電話によりお願いします。

Q9 直接持参し提出することは可能か。また電子メール、FAX による提出は可能か。

A9 申請書類は、必ず府省共通研究開発管理システム（e-Rad）でアップロードすることで提出してください。一部の郵送の必要な書類についても「郵送又は宅配便（バイク便含む）※着払い不可」で提出してください。持参、FAX 又は電子メールによる提出は一切受けません。なお、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）でのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかに問い合わせ先までお知らせください。

Q10 申請書類の受領書はもらえるのか。

A10 申請書類の受領書はありません。府省共通研究開発管理システム（e-Rad）では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていれば受理されたこととなります。郵送の必要な書類については、配達されたことが証明できる、簡易書留又は宅配便（バイク便含む）を用いてください。

#### 【申請後】

Q11 申請書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいか。

A11 （電子申請）



府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による電子申請、申請書類の提出方法等の詳細については同システムの研究者用マニュアルを参照ください。

このマニュアルは、以下のウェブサイトの「研究者向けページ」よりダウンロードできます。<http://www.e-rad.go.jp/>

（郵送書類）

提出期間終了後の申請書類の差し替えは、固くお断りします。

Q12 審査の経緯を教えてください。

A12 審査については、公平性の観点から非公開で行います。また、審査経過についての問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

Q13 不採択となった場合、その理由についてはJSTに問い合わせできるか。

A13 審査の結果については、採否にかかわらず申請者に対して通知する予定です。別途、不採択の理由についても簡単にコメントすることとしています。なお、審査期間中は審査の経過は通知せず、お問い合わせにも応じられません。

## 【シーズ育成タイプ】

(申請者の要件等)

Q1 複数の企業が連名で申請できるか。

A1 共同研究チームに複数の企業が参加することは可能ですが、企業の連名での申請はできません。複数の企業が共同して研究を実施する場合は、企業責任者の所属する機関を代表として申請を行ってください。

Q2 複数の大学等が連名で申請できるか。

A2 共同研究チームに複数の大学等が参加することは可能ですが、連名での申請はできません。研究責任者 1 名を選んで申請を行ってください。

(シーズ育成タイプへの申請について)

Q3 シーズとして特許（出願中のものを含む）がないと申請できないのか。

A3 申請には大学等の研究成果に基づくシーズとして、原則、特許（出願中のものを含む）が必要です。プログラム等、特許以外の知的財産をシーズとする申請については、実用化を目指す製品・サービスの競争優位性を当該シーズによりどのように確保するのかが評価されます。またシーズが特許である場合でも、研究開発開始後の知財戦略を評価のポイントの 1 つとしています。

Q4 同一の企業責任者又は研究責任者が複数の課題提案を申請してよいか。

A4 企業責任者又は研究責任者が申請可能な課題提案の数は一人あたり 1 件となります。企業責任者又は研究責任者としてシーズ育成タイプに複数の課題提案を申請することは出来ません。

Q5 市場性調査は、必須なのか。

A5 本シーズ育成タイプ終了後の展開のために必要な市場性調査を行っていただきます。ただし、市場性調査のみの申請は認められません。また、企業等において市場性に関する必要なデータがある場合には、特に行って頂く必要はありません。

(研究開発費等)

Q6 大学等機関が委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は？

A6 以下の通りです。

■直接経費の計上対象

- ・当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、全体研究開発計画書に研究開発参加者としての登録がある者
- ・なお、以下の場合は、直接経費より支出することが出来ません。

1.研究責任者及び研究開発担当者に対する給与等

2.国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者に対する給与等

※兼業者の取扱いについて

- ・従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、当該委託研究開発に該当する部分の人件費を計上してください。(各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。)
- ・なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。

【裁量労働制適用者の兼業に関する事務手続きについて】

a)業務開始時

- ・業務管理者は、裁量労働制を適用した研究員の業務内容及びエフォート率の設定を行い「裁量労働者エフォート率申告書」を作成し、業務開始時に人事責任者等へ提出してください。人事責任者は申告書を適切に保管してください。
- ・なお、申告したエフォート率の変更が必要となった場合には、「裁量労働者エフォート率申告書」を再度作成してください。
- ・業務管理者は原則として研究開発担当者とし、業務実施状況を把握の上、適切に管理ください。

b)業務完了時

- ・業務管理者は研究員の業務実施状況を踏まえ、「裁量労働者エフォート率報告書」の作成を行い、年度終了時に人事責任者等へ提出してください。人事責任者は報告書に基づき、人件費計上額が適正であることを確認してください。

- ・また、収支簿等の提出が必要となる研究開発機関は、当該報告書の写しを収支簿等に添付して JST へ提出してください。

#### c)留意事項

- ・研究開発機関は、業務成果の目標及び業務の方法に配慮しつつ、研究開発機関の規程に基づき、エフォート率の設定を適切に行ってください。
- ・研究開発機関の人事責任者等は当該研究員に対し従事内容及びエフォート率を確実に通知してください。
- ・研究開発機関は、エフォート率の実態が報告等と乖離の生じないよう適切に管理を行ってください。不適正な経理処理が判明した場合には、研究員に支払われた人件費の全部又は一部を返還して頂きます。
- ・「エフォート」の考え方については、以下 URL をご参照ください。  
<http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/files/effortteigi.pdf>
- ・裁量労働者エフォート率申告書及び裁量労働者エフォート率報告書と同等の様式の備えがある場合には、研究開発機関の様式で代替することが可能です。

#### ※雇用に関する留意事項

- ・雇用契約書・作業日誌等の雇用関係書類を整備し、当該委託研究開発にかかる従事状況を適切に把握・管理してください。適切な人件費の執行を証明する証拠書類の整備状況やエフォート管理の実態について確認を求める場合があります。
- ・委託研究開発開始前の人件費は計上できません。
- ・研究開発遂行上、必要な人材を必要な時期に適切な処遇で雇用できるよう配慮願います。
- ・学生を雇用する際は、学業に支障をきたさないよう配慮してください。

#### ※RA (Research Assistant) の推奨

- ・第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在

籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成27年9月15日 中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源によるRA（リサーチ・アシスタント）雇用の充実を図ること、博士課程（後期）学生のRA雇用及びTA雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本プログラムでは、博士課程（後期）学生を積極的にRAとして雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

#### 【RAの雇用に関する留意点】

- ・具体的な支給額、支給期間等については研究開発機関にて判断ください。なお、上記水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・他制度より奨学金やRAとしての給与の支給を受けている場合であっても、他制度及び研究開発機関において支障がなく、JSTにおける業務目的との重複がない場合には、複数資金を受給することも可能です。

Q7 企業等機関が委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は？

A7 以下のとおりです。

#### ■直接経費の計上対象

- ・当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、全体研究開発計画書に研究開発参加者としての登録がある者。
- ・なお、企業責任者（プロジェクトリーダー）及び研究開発担当者に対する給与等は、直接経費より支出することができません。
- ・専従者の取扱いについて  
研究開発機関が支払った実費により計上を行ってください。作業日誌を作製していただきます。
- ・非専従者（兼業者）の取扱いについて

非専従者（兼業者）の person 費は、計画時点の見込ではなく、実態の従事率をもとに、当該委託研究開発に該当する部分の person 費を person 費内訳書及び作業日誌により適切に按分の上、計上してください。

※証拠書類について

- ・ person 費の計上にあたっては、出勤簿、タイムカード、雇用契約書・人事発令書、労働条件通知書、支給額明細書、支払証明書（領収書、銀行振込の明細）、賃金基準表、就業規則、給与規程等及び会計伝票又はこれらに類する書類を研究開発機関において整備・保管してください。また、下記に記載のとおり、【提出書類】として、書類（写し）を提出していただきます。なお、【保管書類】についても、書面調査又は実地調査において、書類（写し）の提出・提示を求める場合があります。

ただし、非専従者（兼業者） person 費にかかる証拠書類については、従事状況（割合）の実際を確認する必要があるため、 person 費内訳書原本・作業日誌（写し）のほか、労働カレンダー、出勤簿、タイムカード、支給額明細書等の書類（写し）の提出をお願いします。（所定の勤務時間を確認するため、就業規則等の社内規定等の提出をお願いする場合があります。）

【提出書類】

- 雇用条件を証する書類（例：契約書、備上決議書、労働条件通知書、従事証明書等）  
＜対象：新規採用社員・派遣社員＞
- 勤怠管理書類（例：作業日誌・タイムシート等の従事日時・従事内容がわかる書類）  
＜対象：直接雇用者・派遣社員＞
- 非専従者（兼業者）について従事時間を確認する書類（例：社内規定・労働カレンダー等）  
＜対象：直接雇用者（非専従者(兼業者)）＞
- 給与支給明細書類  
＜対象：直接雇用者＞

- 支出を証する書類（例：請求書、振込明細書、等）  
＜派遣社員＞

#### 【保管書類】

- 支出を証する書類（例：振込明細書）
- 社内規程、労働カレンダー等  
＜対象：直接雇用者（非専従者（兼業者））以外＞

※ 保管書類の提出は必須としておりませんが、JST が求める場合には提出していただく必要があります。

※ 保管書類については、人事情報である等の理由により研究開発実施部署で保管せず、人事部等で保管していただいても結構ですが、実地調査等の要請があった場合には閲覧できるようにしておいてください。

#### ※その他の留意事項

- ・ 研究開発機関において定められている基準勤務時間内での研究実施を原則とし、超過勤務が必要となる場合であっても必要最小限となるよう留意してください。
- ・ 人件費には各種手当、法定福利費を含むことができますが、兼業者については、対象プログラムの研究開発に従事した実時間（割合）に基づきます。また、手当については、超過勤務手当のほか、扶養手当、住居手当等、健康保険の報酬月額算定に含まれるものを対象とし、祝い金、見舞金、持ち株奨励金等は認められません。
- ・ 人件費（通勤費は除く）は不課税取引となるため、その金額に 0.08 を乗じた金額を消費税相当額として直接経費「その他」に計上することができます（研究開発機関が消費税の免税事業者である場合には計上できません）。
- ・ 基本給に通勤費を含めている場合等における消費税相当額の取扱いは、研究開発機関において、所管の税務署、経理部門等への確認等により研究開発機関の責任において整理していただきます様、お願いします。

- ・委託研究開発契約期間外に支給された給与、賞与は計上できません。
- ・裁量労働制であるため研究開発機関として全従事時間の把握ができず、研究開発従事実績割合を算出することが困難である等、研究開発機関が採用する雇用形態により JST が定める人件費計上ルールでの人件費の計上が難しいと判断される場合には、研究開発開始後すみやかに課題担当にご相談をいただきます様、お願いします。

Q8 企業等機関が自己資金で支出できる人件費の範囲は？

A8 委託研究開発費で認めるもののほか、プロジェクトリーダーを含む研究開発担当者について、本課題に従事した実態に見合った人件費を計上可能です。(計画時の従事見込みではなく、実際に本研究開発に従事した割合に基づき、計上することが可能です。)

また、研究開発機関において、計上の根拠資料を作成・保管していただく必要があり、人件費内訳書や作業日誌等を提出いただき、従事実態を確認することが必要です。

Q9 「不課税取引等にかかる納付消費税」とは何か

A9 委託研究開発契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託研究開発費の全額が消費税及び地方消費税（以下「消費税」）の課税対象となります。

委託研究開発費を物品調達などの課税取引だけでなく、人件費や海外旅費などの不課税取引等に支出する場合、JST から受け取る消費税額と、各機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各機関より納付することになります。

このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、直接経費に計上することが出来ます。ただし、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。

不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。

なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。(例えば、直接経費全体に対して、消費税相当分として2%を計上する、課税取引が一部含まれる旅費総額に8%を乗じるなど)



※不課税取引等として以下のような例があげられますが、課税区分判定については機関の取扱いに従って下さい。

- a. 人件費（うち通勤手当を除く）
- b. 外国旅費・外国人等招へい旅費（うち支度料や国内分の旅費を除く）
- c. その他、国外で消費する経費（国外の学会出席の際、国外に参加費を支払う場合など。）

Q10 企業責任者（プロジェクトリーダー）・研究責任者・主たる研究分担者の人件費以外で、直接経費として計上できない経費にはどのようなものがあるか。

A10 以下のとおりです。

- ・当該委託研究開発の研究目的及び趣旨に合致しないもの
- ・間接経費としての使用が適当と考えられるもの（通常の企業会計における一般管理費に該当するもの（管理部門人件費等）は間接経費に含まれます）
- ・「敷金・保証金」等であらかじめ戻入となることが予定されているもの
- ・「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」、「学会年会費」等で研究開発機関や研究開発参加者の権利となるもの

※なお、特許関連経費（出願、審査にかかる経費）については、平成30年度採択課題から、大学等に限り一定の条件を満たすことで直接経費からの支出が可能です。詳しくは「[3.3.2.2 留意事項](#)」をご覧ください。

- ・その他、委託研究開発費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの

Q11 企業について、取得物品のうち、取得価額50万円以上かつ使用可能期間が1年を超えるものは、JST 帰属の資産として JST に報告し、研究終了後は有償貸借や買い受けが必要とのことだが、研究終了に際し、JST へ返却し買い受けないことは可能か

A11 JST に返却されたとしても、使用の可能性は限りなく低く、国費によっ

て取得されたものでありますので、JST としては、委託研究開発／有償貸借終了後も、採択課題の展開を目的に機関において買い受けし、ご使用いただけるものと考えております。

Q12 企業について、取得物品買い受けの額を事前に確認することは可能か

A12 JST の物品売却の前提となる評価額の具体をお示しすることはできませんが、取得価額の 5%相当額を下回ることはなく、取得の時期にもより増減しますが、4 年間の有償貸借後の買い受けの場合、取得価額のおおよそ 5~10%程度になるものと認識ください。

Q13 企業について、試作品や試作装置は、どのような事務処理が必要か

A13 委託研究開発費（直接経費）で調達した試作品のうち、有形で一構成単位が税込み 50 万円以上のものについては、各事業年度末／研究開発終了時に、「試作品取得報告書」を提出していただきます。

Q14 企業の委託研究開発費の支出に関し、研究に必要なものを課題と一緒に研究参画する企業や、法人の子会社、また自社内に発注し、委託研究開発費で支払って良いか

同様に、自己資金の場合は認められるのか

A14 同一の課題の研究開発参画機関、100%子会社等から物品・役務の調達を行う場合は、複数者からの見積り合わせに含めることにより他者よりも安価であれば委託研究開発費からの支出が可能です。何らかの理由により見積り合わせが実施できない場合には、選定理由書の作成と利益排除をしていただくことを条件に、委託研究開発費での支出が可能です。

1 契約が税込み 100 万円未満の場合は、利益排除手続きを省略することも可能ですが、自社内での調達については金額の多寡に関わらず利益排除を行ってください。

自己資金についても同様です。

・研究参画機関、研究開発機関の持分比率が連結決算ベースで 100%となる子会社・孫会社、又は自社（以下、「対象機関」といいます。）から調達を行う場合、2 者以上（対象機関を含まない）による競争の結果、対象機関からの調達額が他者以下となる場合は、利益排除は不要です。

- ・利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした書類を整備し提出していただきます（様式任意）。
- ・対象機関から役務の調達を行う場合は、以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- i) 自社からの調達の場合は、当該役務を行う者が研究者等の所属する部署以外に属する者であること
- ii) 仕様等により作業内容が明確であるとともに、作業内容に研究開発要素を含まないこと

※研究開発要素を含む作業を自社の研究者等に依頼する場合は、当該研究者等を全体研究開発計画書上の研究参加者として登録の上、必要に応じて人件費等の経費を計上してください。

#### （委託研究開発費の支払い）

Q15 委託研究開発費は、どのように支払われるのか。

A15 企業については、原則として各年度、四半期毎に概算支払いさせていただきます。具体的には、年次研究計画として作成された経費計画に基づき、当該四半期の支払いに必要なと見込まれる額を当該四半期の期初に請求いただき、お支払いします。

ただし、契約締結前、又は契約期間中に行われる事務管理体制及び財務状況等に係る調査・確認の結果、以下に記載する JST 指定の支払い方法（特に JST が指定する支払い方法）とする場合があります。

#### ➤ 概算精算払い

四半期毎に、使用した経費について JST に報告をいただき、報告の提出をもって次の四半期の経費の支払いに必要な額を概算払いするもの（報告内容の確認は形式程度にとどめ、当該事業年度終了後にまとめて精算確認を行います。）

概算精算払いの場合、専用の普通預金口座（無利息型）を開設していただき、報告に際しては、精算にかかる部分の通帳の写しを必ず提出していただきます。

#### ➤ 四半期毎精算払い

四半期毎に、使用した経費について JST に報告をいただき、JST で内容を確認し経費として認められた額を精算払いするもの。

※上記の「特に JST が指定する支払い方法」については、事業年度毎に決定し、前年度中に対象となる研究開発機関に通知を行うこととしますが、研究開発費の支出状況報告が期日までに提出されない場合や、研究開発費の支出状況を JST が確認した際に、四半期毎の所要額と実際の支払いとに大きく乖離が見受けられる場合には、年度の途中であっても、「特に JST が指定する支払い方法」に変更する場合があります。

#### (実施管理)

Q16 実施管理は、どのように行われるのか。

A16 JST は、研究開発の期間中、PO 等による進捗状況管理等を行います。企業責任者及び共同研究チームは、これに対し必要な書類の提出、調査（現地調査を含む。）にご協力いただきます。また JST と委託契約を締結した機関は、支出を受けた研究開発費についての報告を定期的又は随時提出する必要があります。

#### (研究計画の変更)

Q17 研究開発期間中に研究計画を変更したい場合はどうすればよいか。

A17 研究開発期間中に研究計画の変更が必要となった場合は、速やかに JST にご相談ください。

#### (研究成果等の報告及び発表)

Q18 研究開発成果等についてどのような報告書を作成しなければならないのか。

A18 企業責任者には完了報告書を提出していただきます。受託機関には契約関連の各報告書を提出していただきます。

Q19 成果の発表とは、具体的にどのようなことをしなければならないのか。

A19 研究開発により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、研究開発終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表して

いただくことがあります。なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST へ連絡を行うとともに、本事業による成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

(評価)

Q20 研究期間が終了した時に達成されていなければならないことは何か。

A20 顕在化したシーズの実用性検証の結果（例：デバイス試作等）が示され、イノベーション創出の鍵となるものの開発のための中核技術等が構築されること、又は中核技術等の構築に資する成果（例：中核技術等の構築の障壁となる技術的リスクの低減等）が得られることを目標としています。

(研究開発の中止)

Q21 研究開発を途中で中止することはできるか。

A21 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、実施機関の都合により途中で研究開発を中止することはできません。実施機関の都合により中止する場合、支出した研究開発費の返還を求める場合があります。なお、研究開発期間中、JST が研究開発の進捗状況、成果等を勘案し、研究開発の中止を判断することがあります。

(研究期間終了後の開発研究)

Q22 研究開発で得られた成果の展開について、JST はどのように考えているか。

A22 次のフェーズ（実証試験等）において、引き続き実用化に向けた研究開発を進めていただくことをお願いします。JST のプログラムの「企業主導フェーズ」の制度を活用していただき、製品化や事業化を進めていただくことができます。

(成果の実施状況報告)

Q23 研究開発終了後、調査はあるのか。

A23 研究開発終了後、追跡調査（フォローアップ）を行います。その他必要に応じて、実用化進捗状況の調査にご協力いただきます。

研究成果最適展開支援プログラム  
A-STEP

産学共同フェーズ  
シーズ育成タイプ 課題提案書

## 基本情報

※提案書中の例示・注釈文（ピンク文字）は申請時には削除してください。

研究開発課題名 (英語表記)			
A-STEP 分野	第●分野 ※公募要領「3.2.1 対象分野について」を参照の上、必ず1つ選択してください。		
研究開発期間	2018年10月1日～●●●●年3月31日(●年6ヶ月) ※西暦で記載してください。 ※終了日は年度末(3月31日)となります。		
研究開発費 (JST 支出分)	直接経費: 千円、間接経費: 千円 ※「8 研究開発費執行計画」により合計額を算出の上、誤りの無いよう記載してください。		
大分類	※e-Radの研究分野(主)の研究の内容で指定した大分類を記載してください		
小分類	※e-Radの研究分野(主)の研究の内容で指定した小分類を記載してください		
キーワード	※e-Radの研究分野(主)で記入したキーワードを記載してください		
企業責任者 氏名 (注1)	(フリガナ)		
	(漢字等)		
所属機関名			
住所	〒		
電話番号		FAX	
E-mail			
部署名			
職名			
研究責任者 氏名 (注1)	(フリガナ)		
	(漢字等)		
所属機関名			
住所	〒		
電話番号		FAX	
E-mail			
部署名			
職名			
主たる研究分担者 氏名 (注2)	(フリガナ)		
	(漢字等)		
所属機関名			

住所	〒		
電話番号		FAX	
E-mail			
部署名			
職名			

- (注1) 企業、大学等がそれぞれ複数参画することは可能ですが、申請者となるのは企業の代表機関、大学等の代表機関それぞれ1機関ずつです。
- (注2) 主たる研究分担者とは、企業責任者及び研究責任者の所属機関以外に参画する研究開発機関における研究責任者です。複数の研究開発機関が参画する場合、表を追加してください。
- (注3) 申請に当たっては、参画するすべての研究開発機関で本提案に関する事前の了解が得られている必要があります。了解が得られていない場合、採択が取り消されることがあります。



## 1 課題概要

- ※ 課題提案の内容全体が分かるように、300字以内で記述してください。
- ※ 図、表の使用は不可です。
- ※ 課題提案が採択された場合には本内容を公開することがありますので、留意して記載してください。
- ※ 本項目の内容を e-Rad の「研究目的」「研究概要」欄にそのまま転記してください。

## 2 最終的に目指す製品・サービスの内容

### (1) 製品・サービスの具体的な内容

- ※ 最終的に目指す製品・サービスが求められる背景を説明した上で、その製品・サービスの内容を具体的に記載してください。
- ※ 求められる製品・サービスの内容は現在どのような形で実現しているのか、現行の方法の限界、課題はどこにあるのかを記載してください。
- ※ 必要に応じて図表・写真等を使用して詳細に記載してください。

### (2) 製品・サービスの分析とそれらが上市された際の波及効果

- ※ 目指す製品・サービスの新規性、優位性について、既存、競合、および類似の製品・サービスと比較して具体的に記載してください。
- ※ 目指す製品・サービスがもたらす経済的影響について、市場の規模・成長性、事業規模、市場シェア、波及効果などの視点から具体的に記載してください。
- ※ 目指す製品・サービスがもたらす社会的影響について、国民生活、環境に与える影響などの視点から記載してください。
- ※ また、予想される事業化リスクについても具体的に記載してください。

### 3 シーズ技術の内容と現状分析

- ※ 知的財産は、シーズに関係する「研究責任者が発明者である特許」、「研究責任者が著作者であるソフトウェア」、「研究責任者が創作者である回路配置利用権」あるいは「研究責任者が育成者である登録品種」を指します。特許、回路配置利用権および品種登録については、出願・申請済みであれば可とします。
- ※ 今回の課題の申請に関するシーズである知的財産を最大3点まで記載してください。
- ※ 以降、本提案書内で知的財産を引用する場合は、知的財産1、知的財産2、知的財産3、と引用してください。
- ※ 別途、下表に記載いただいた知的財産の出願・申請及び詳細が分かる書類（明細書等）のe-Radへのアップロードが必須です。アップロードされていない場合は、申請者判断によるものとみなしそのまま評価させていただきますが、技術内容詳細が不明であることを理由に評価が低くなる場合があります旨、ご承知おきください。
- ※ 本課題提案の実施にあたり、以下に記載の知的財産の使用について、その所有者の了解が得られているか、「はい」、「いいえ」で記載してください。

本課題提案の実施にあたり、以下に記載の知的財産の使用について、その所有者の了解が得られているか	はい    いいえ
---	-----------

#### <シーズに関連する知的財産>

知的財産1	知的財産の種類:	※特許、ソフトウェア、回路配置、登録品種から選択してください。
名称	※発明、ソフトウェア、回路配置、登録品種の名称を記載してください。	
出願・申請番号		
登録番号		
発明者等(全員記載)		
出願人、申請者等(全て記載)		
公開先	※特許化されていないソフトウェアについて、公開されている場合は URL を記載してください	

知的財産2	知的財産の種類:	※特許、ソフトウェア、回路配置、登録品種から選択してください。
名称	※発明、ソフトウェア、回路配置、登録品種の名称を記載してください。	
出願・申請番号		
登録番号		
発明者等(全員記載)		
出願人、申請者等(全て記載)		
公開先	※特許化されていないソフトウェアについて、公開されている場合は URL を記載してください	

知的財産3	知的財産の種類:	※特許、ソフトウェア、回路配置、登録品種から選択してください。
名称	※発明、ソフトウェア、回路配置、登録品種の名称を記載してください。	
出願・申請番号		
登録番号		

発明者等(全員記載)	
出願人、申請者等(全て記載)	
公開先	※特許化されていないソフトウェアについて、公開されている場合は URL を記載してください

### (1) シーズの内容・特徴

- ※ 本提案シーズに関し、研究の背景、内容、特徴（独創性、新規性、現時点での課題）について、必要に応じて図・表を用いて詳細に記載してください。
- ※ 2. (1)で記載されている目指す製品・サービスの実現に向けて、本提案シーズがどのように活かされるかという点も記載してください。
- ※ 上表の出願特許や、関連論文の内容を引用記載しながら説明してください。出願特許については「先行文献調査」にて調査結果を記載してください。出願特許以外で引用した特許・文献名などは「引用文献リスト」に記載してください。

### (2) これまでに得られている研究開発成果

- ※ 本提案シーズに関し、これまでに得られている研究開発成果について、どのような条件でどのような結果が得られているのかなど、図・表等の実験データとともに定量的・具体的に記載してください。
- ※ 本提案シーズに関し、これまでの研究開発経緯・実績について記載してください。特に、本提案シーズを得るに当たって使用した助成金等の実績を表に記載してください。

#### <本提案シーズに関連する助成金等の実績>

制度名 配分機関名 実施期間(年度・西暦)	課題名 (実施者名) (代表、分担の別)	本提案シーズとの関連性
〇〇〇〇 △△△ 20xx～20yy	〇〇〇 (△△ △△) (代表/分担)	
〇〇〇〇 △△△ 19ww～20zz	〇〇〇 (△△ △△) (代表/分担)	

### (3) 競合技術の研究開発動向

- ※ 本提案シーズが属する技術の背景や研究開発動向、また本提案シーズと競合する技術の研究開発動向について詳細に記載するとともに、本提案シーズとの比較を行なってください。
- ※ 競合技術を示す特許・論文の内容を引用記載しながら説明してください。引用した特許・文献名などは「引用文献リスト」に記載してください。

#### 4 事業化までのロードマップ

##### (1) 最終的に目指す製品・サービスの事業化までのロードマップ

- ※ 下表(記入例)を参考に事業化までのマイルストーンを記述し事業化イメージを表してください。
- ※ 縦軸は事業化までの達成度合いとしてください。(時間軸と合わせる必要はありません。)
- ※ 目指す製品・サービスの販売・展開を達成度合い 100%とし、マイルストーンは目標とする最終製品(仕様)を記載、設定してください。
- ※ 本研究開発申請時点の状況、本研究開発終了時点での目標を図中に明記してください。
- ※ 図に記載したマイルストーン以外で、予想される重大な障害、あるいは、事業化に必要な市場環境や支障となる競合他社等の特許があれば図の下部に記載してください。それぞれの解決策・回避策もあわせて記載してください。
- ※ 「本研究開発終了時点での目標」は、達成できていれば申請企業としてさらなる研究開発継続の決断が可能な基準を目標としてください。(研究開発継続の決断が可能な基準とは、公的資金があれば加速・充実した研究開発継続が可能であるが、たとえ公的資金がなくなるとも申請企業の自己資金による開発継続が可能と判断できる基準を指します。)
- ※ 下表は「本研究開発終了時点での目標」が何%に位置すればよい、というものではなく事業化までの課題を認識しているかを評価するための資料となります。ただし本研究開発の、主たる実施内容が“実証試験”の研究開発フェーズである場合は、シーズ育成タイプでは支援対象とならないため A-STEP 企業主導フェーズ(NexTEP-A タイプ、NexTEP-B タイプ)にご応募ください。

##### (記入例)

100%	▼1. ●●で●●な●●の販売	
90%	▼2. ●●の* *円以下の生産プロセス確立 ▼3. ●●を●●に搭載しての実証試験クリア	
80%	▼4. ●●を●●に搭載するシステム設計完了	
70%	▼5. ●●の低コスト大量生産技術確立	
60%	▼6. サンプル提供ユーザ評価	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     本研究開発終了時点での目標                      (A-STEP シーズ育成タイプ終了時点での目標)                 </div>
50%	▼7. スペック●●を満たすデバイス達成	
40%	▼8. ●●材料の積層化による●●達成 ▼9. ●●材料のスペック●●達成 ▼10. ●●材料の生産コスト●●に目処 ▼11. ●●の用途特許出願	
30%		
20%	▼12. ●●材料開発 物質特許出願 ▼13. ●●反応のメカニズム解明達成 ▼14. 目標とする最終製品仕様想定 ▼15. 産学共同研究開発開始	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     本研究開発申請時点の達成状況                      (現時点での達成済みの項目)                 </div>

**予想される重大な障害:**

上記▼5. において:原材料として●●を用いており、安価で均一品質で提供してくれる供給元を確保する必要がある。

上記▼6. において:●●社と既に調整を開始しているが、このサンプル評価で良い結果を得て●●社との共同研究開発を正式に開始する必要がある。

上記▼7. において:現在の●●システムは\*\*であることからこのスペックが求められると言われている。しかし、実際にシステム側において\*\*の脆弱性による障害が顕著になるなどにより市場ニーズが高まるのがいつになるか現時点では予想できない。

上記▼12. において:学側と以前共同研究を実施していた\*\*社が特許権の実施権を一部保持しているため、●●社が事業化できるよう、許諾を得ておく必要がある(既に交渉中で、実施許諾契約を締結する見込みである。)

**(2) 本研究開発終了時点～事業化までの研究開発計画**

※ 本研究開発終了時点～事業化までの研究開発計画について、開発項目のタイトル、その内容・目標について簡潔に記載してください。

①研究開発項目(タイトル): ○○○○○

(その内容・目標)

●●●●●●●●●●

②研究開発項目(タイトル): ○○○○○

(その内容・目標)

●●●●●●●●●●

<項目数に応じて番号を増やしてください>

**(3) 知的財産戦略**

※ 目指す製品・サービスの技術的優位性を確保するための知的財産戦略を図・表を用いて具体的に記述してください。

※ 特許マップ、先行調査結果等を踏まえた記述としてください。

## 5 本支援タイプにおける研究開発の目標と実施構想

### (1) 研究開発の到達点

- ※ シーズ育成タイプ終了時における成果を具体的（性能、機能、精度など定量的な数値も含め）に記載してください。（「4 事業化までのロードマップ」中の「本研究開発終了時点での目標」をより詳しく説明してください）

### (2) 目標と実施構想

- ※ 「(1) 研究開発の到達点」を達成するために必要な、目標のタイトルを簡潔に記載してください。また、その具体的な内容を記載してください。
- ※ 目標が合理的であることを示す根拠（何故その目標を選択したか、目標値の妥当性、等）を記載してください。
- ※ 目標を達成する上で障害となる問題点を抽出してください。
- ※ 問題点の解決策を記載してください。この解決策によって目標が達成されることがわかるよう、現状と目標を対比しながら明確に記載してください。また、可能な限り、解決策となりうる根拠（予備実験結果・データ等）を示してください。

①目標(タイトル): ●●●●●●●●  
目標(内容): ●●●●●●●●…  
目標の根拠: ●●●●●●●●…  
問題点: ●●●●●●●●…  
解決策: ●●●●●●●●…

②目標(タイトル): ●●●●●●●●  
目標(内容): ●●●●●●●●…  
目標の根拠: ●●●●●●●●…  
問題点: ●●●●●●●●…  
解決策: ●●●●●●●●…

<必要に応じて増やしてください>

## 6 研究開発内容

- ※ 機関毎に作成してください。複数の研究開発機関が参画する場合、大学等は(A)-1、(A)-2、…、企業等は(B)-1、(B)-2、…と付番し、ページを分けて記載してください。
- ※ 研究開発項目のタイトルを簡潔に記載してください。また、「5 本支援タイプにおける研究開発の目標と実施構想」にある目標のうち関連するものの項番を記載してください。
- ※ 実施内容は具体的に記載してください。
- ※ 本内容を実施することで対応する目標にどのように資するのかという観点も踏まえて記載してください。
- ※ 試作品の作成が研究開発内容に含まれる場合は、①目的、②用途、について記載してください。
- ※ 本項目実施に必要な設備備品を購入する計画の場合、主要な設備備品については①必要性、②用途、③導入予定時期（年月）について記載してください。

### (A)-1 大学等で実施する研究開発項目およびその内容(実施機関名: ○○大学)

#### (1) 研究開発項目(タイトル): ●●●●●

関連する目標: 5.(●)●(対応する目標の項番を記載してください)

実施期間: 20xx年○月～20yy年○月(西暦で記載してください)

実施内容: ○○○○…

#### (2) 研究開発項目(タイトル): ●●●●●

関連する目標: 5.(●)●(対応する目標の項番を記載してください)

実施期間: 20xx年○月～20yy年○月(西暦で記載してください)

実施内容: ○○○○…

<機関数、項目数に応じて番号を増やしてください>

### (B)-1 企業で実施する研究開発項目およびその内容(実施機関名: 株式会社○○)

#### (1) 研究開発項目(タイトル): ●●●●●

関連する目標: 5.(●)●(対応する目標の項番を記載してください)

実施期間: 20xx年○月～20yy年○月(西暦で記載してください)

実施内容: ○○○○…

#### (2) 研究開発項目(タイトル): ●●●●●

関連する目標: 5.(●)●(対応する目標の項番を記載してください)

実施期間: 20xx年○月～20yy年○月(西暦で記載してください)

実施内容: ○○○○…

<機関数、項目数に応じて番号を増やしてください>



## 7 研究開発実施予定

### (1) 研究開発実施予定表

No.	目標 5.(2)	研究開発 項目 6.	実施内容	担当機関	年度					
					2018	2019	2020	2021	2022	
1	①	(A)-1 (1)	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	A 大学	→					
2	①	(A)-1 (2)	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	A 大学		● CP1				
3	②	(A)-2 (1)	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	B 大学	→					
4	②	(B)-1 (1)	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	C(株)	→					
5	③	(B)-1 (2)	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	C(株)						
6	③	(B)-2 (1)	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	(株)D	→	● CP2	→	● CP3		
7	...	...	...	...				● CP4		
8	...	...	...	...					→	● CP5
9	...	...	...	...					→	

※ チェックポイント (CP) とは「これが達成できないと次へ進めない」、「次へ進むべきではない」ポイントとしてご理解ください。また、マイルストーンも含まれますので、長期にわたる重要な研究開発項目には複数設定してください。

※ 1つの目標につき1箇所以上は設定してください。

※ 1年間につき1箇所以上は設定してください。

※ 時系列順にCP1、CP2、・・・としてください。

※ 研究開発項目、研究開発期間に応じてセルを追加または削除してください。

(2)チェックポイントの内容

No.	チェックポイント項目	達成時期	確認内容
CP1	(例)〇〇システムの正当性 確認	20xx 年△月	(例)〇〇の条件で動作させたときの正当率が**%以上であることを●●計測により確認する。
CP2		20yy 年△月	
CP3		20zz 年△月	
CP4		20ss 年△月	
CP5		20uu 年△月	

## 8 研究開発費執行計画

### (1) 委託研究開発費(JST 支出分)の合計(単位:千円)

- ※ 委託研究開発費とは直接経費、間接経費の合計を指します。
- ※ 研究開発期間に応じてセルを追加または削除してください。

(単位:千円)

機関 \ 年度	2018	2019	2020	2021	2022	合計
●●会社	0	0	0	0	0	0
●●大学	0	0	0	0	0	0
...	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

### (2) 各機関の委託研究開発費(JST 支出分)執行計画

- ※ 研究開発期間に応じてセルを追加または削除してください。
- ※ 研究開発機関が3機関以上の場合、機関毎に表及び主な用途を追加してください。
- ※ 設備備品は取得価格が50万円以上かつ耐用年数が1年以上の物品を指します。
- ※ その他は、主に外注費、研究成果発表費用、機器リース費用等が含まれます。
- ※ 間接経費率(直接経費に対する間接経費の割合(%))は30%を上限として整数で記載してください。また、各年度一律としますので、用途などを考慮し、よく検討した上で間接経費率を設定してください。なお、大学等公的研究機関、特に国立大学法人は研究開発費(直接経費)の30%の額とし、応募に際して間接経費を30%未満の割合とする研究開発計画とする場合には、必ず機関の事務部門に問題のないことを確認してください。
- ※ 物品費については、主な設備備品を記載して下さい。
- ※ 人件費は原則として、直接経費の総額(全研究開発機関・期間)の50%以内とします。
- ※ 企業責任者、研究責任者、及び主たる研究分担者の人件費は委託研究開発費からの支出はできません。支出可能な人件費の詳細はQ&A【シーズ育成タイプ】Q6、Q7をご覧ください。

<●●会社>

(単位:千円)

費目 \ 年度	2018	2019	2020	2021	2022	合計
I 物品費(設備備品費)	0	0	0	0	0	0
I 物品費(消耗品費)	0	0	0	0	0	0
II 旅費	0	0	0	0	0	0
III 人件費	0	0	0	0	0	0
IV その他	0	0	0	0	0	0
直接経費(I ~ IV)小計	0	0	0	0	0	0
間接経費 (間接経費率●●%)	0	0	0	0	0	0
直接経費・間接経費の合計	0	0	0	0	0	0

<主な用途>(記載例)

物品費 : ~計測装置(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度)、~機器(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度)、~装置試作(〇〇〇千円、\*\*\*\*年度)  
 人件費 : 研究開発員〇名、エフォート率〇%(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度)  
 研究開発員〇名、エフォート率〇%(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度)  
 その他 : ~測定 外注(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度)

<●●●大学>

年度 費目	2018	2019	2020	2021	2022	合計
I 物品費(設備備品費)	0	0	0	0	0	0
I 物品費(消耗品費)	0	0	0	0	0	0
II 旅費	0	0	0	0	0	0
III 人件費	0	0	0	0	0	0
IV その他	0	0	0	0	0	0
直接経費( I ~IV)小計	0	0	0	0	0	0
間接経費 (間接経費率●●%)	0	0	0	0	0	0
直接経費・間接経費の合計	0	0	0	0	0	0

<主な用途>(記載例)

物品費 : ~計測装置(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度)、~機器(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度)、~装置試作(〇〇〇千円、\*\*\*\*年度)  
 人件費 : ポスドク研究員〇名、エフォート率〇%(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度)  
 ポスドク研究員〇名、エフォート率〇%(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度)  
 その他 : ~測定 外注(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度)

### (3) マッチングファンド計画

#### ①企業が本研究で自ら負担する研究開発費(マッチングファンド企業負担分)

- ※ 研究開発期間に応じてセルを追加または削除してください。
- ※ 参画企業毎に各年度の研究開発費を記載してください。
- ※ マッチングファンドの企業負担分として計上可能な経費については、公募要領の「3.3.3 マッチングファンド形式の支出について」をご確認ください。

(単位:千円)

機関 \ 年度	2018	2019	2020	2021	2022	合計
●●会社	0	0	0	0	0	0
▲▲会社	0	0	0	0	0	0
...	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

#### <主な用途>(記載例)

- 物品費 : ~計測装置(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度、●●会社)、~機器(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度、▲▲会社)、~装置試作(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度、●●会社)
- 人件費 : 研究開発員(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度、●●会社)  
研究開発員(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度、●●会社)  
研究開発員(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度、▲▲会社)
- その他 : ~測定 外注(〇〇〇〇千円、\*\*\*\*年度、▲▲会社)

#### ②マッチングファンド確認表

- ※ 研究開発期間に応じてセルを追加または削除してください。

企業負担(換算額)(間接経費を除いた額)の合計が、JST 支出額(大学への支出は間接経費を除いた額、企業への支出は全額)の合計と同額以上とならなければなりません。

(単位:千円)

	JST 支出			企業負担(換算額)
	大学等(a) (間接経費は除く)	企業(b)	小計(a+b)	
2018年度	(注1)	(注2)		(注5)
2019年度	(注1)	(注2)		(注5)
2020年度	(注1)	(注2)		(注5)
2021年度	(注1)	(注2)		(注5)
2022年度	(注1)	(注2)		(注5)
合計	(注1)	(注2)		(注5)

#### 企業負担(換算額)の内訳表

(単位:千円)

企業名	〇〇〇〇会社	△△△△会社	□□□□会社	合計
資本金	10億円超 ■ 10億円以下 □	10億円超 ■ 10億円以下 □	10億円超 □ 10億円以下 ■	
2018年度	(注3)		(注4)	
2019年度	(注3)		(注4)	
2020年度	(注3)		(注4)	
2021年度	(注3)		(注4)	
2022年度	(注3)		(注3)	

合 計	(注 3)	(注 3)
-----	-------	-------

- (注 1) 大学等への JST 支出分については 8. (2) に記載した各大学等の直接経費の合計を記載してください。
- (注 2) 企業等への JST 支出分については 8. (1) に記載した各企業の金額をそのまま記載してください。
- (注 3) 資本金 10 億円超の企業の場合は、8. (3) ①に記載した金額を 2 倍した換算額を記載してください。
- (注 4) 資本金 10 億円以下の企業の場合は、8. (3) ①に記載した金額を 4 倍した換算額を記載してください。
- (注 5) 企業負担（換算額）の内訳表の合計額を転記してください。年度ごとに本欄の金額が JST 支出額の  
小計と同額以上であることがマッチングファンド成立の条件です。

## 9 研究開発の体制

### (1)参加者リスト

担当 (注1)	氏名 (生年(西暦))	所属機関 部署・職	現在の専門 学位(最終学歴) 役割分担	研究経費 (千円) (注2)	エフォート (%) (注3)
企業 責任者	●●●● (19xx)	●●株式会社 ●●課 課長	19XX年〇月～大学大学院～ 研究科 修了	xx,xxx	1～100%
			課題全体の統括 研究開発項目◎における～の主 担当として～を行う		
分担者	〇〇 〇〇 (19yy)	●●株式会社 ●●課 研究員	19XX年〇月～大学大学院～ 研究科 修了	-	1～100%
			研究開発項目◎における～の主 担当として～を行う 研究開発項目◎における～の副 担当として～を行う		
研究 責任者	▲▲▲▲ (19zz)	▲▲大学 ▲▲学部 教授	19XX年〇月～大学大学院～ 研究科 修了	yy,yyy	1～100%
			～大学における研究開発の統括 研究開発項目◎における～の主 担当として～を行う		
分担者	△△ △△ (19xx)	▲▲大学 ▲▲学部 ポスドク研究員	20yy年〇月～大学大学院～ 研究科 修了	-	1～100%
			研究開発項目◎における～の主 担当として～を行う 研究開発項目◎における～の副 担当として～を行う		
研究 分担者 主たる	■●●● (19xx)	■●大学 ■●学部 准教授	19XX年〇月～大学大学院～ 研究科 修了	z,zzz	1～100%
			～大学における研究開発の統括 研究開発項目◎における～の主 担当として～を行う		
分担者	□□ □□ (19nn)	■●大学 ■●学部 ポスドク研究員	200yy年〇月～大学大学院～ 研究科 修了	-	1～100%
			研究開発項目◎における～の主 担当として～を行う 研究開発項目◎における～の副 担当として～を行う		
主 たる	◎◎ ◎◎	株式会社◎◎		n,nnn	1～100%

	(19xx)	◎◎課 研究員	19XX年〇月 ~大学大学院~ 研究科 修了 ~株式会社における研究開発の 統括 研究開発項目◎における~の主 担当として~を行う		
計	●●名		研究経費合計	●●	

(注1) 分担者は、企業責任者、研究責任者、主たる研究分担者以外の方になります。

(注2) 企業責任者、研究責任者、主たる研究分担者については、その所属機関に対して JST が支出する委託研究開発費の総額を記入してください。

(注3) エフォートは、研究者の全仕事時間を 100%として、当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合をパーセントで記載してください。研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。



## (2)参加者の経歴

※ 参加者リストに記載の方全てについて記載してください。

氏名	●● ●●	性別	男性・女性
所属機関	●●株式会社		
部署・役職	●●部●●課 課長		
本課題に関する 研究開発の経歴			

氏名	▲▲ ▲▲	性別	男性・女性
所属機関	▲▲大学		
部署・役職	▲▲学部▲▲学科 教授		
本課題に関する 研究開発の経歴			

## 10 参画企業に関する情報

- ※ 申請企業及び委託研究開発費を使用する予定の参画企業についてそれぞれ本様式を作成してください。
- ※ 従業員数には役員数を含めないでください。
- ※ 業種、研究開発分野は、公募要領の「企業の業種表及び研究開発分野表」より主な1つをご記入ください。
- ※ 財務情報は直近3カ年分を記載してください。
- ※ 経常利益率1は対売上高、経常利益率2は対総資産、研究開発費率は対売上高で記入ください。

### <参画企業の概要>

20XX年00月00日 現在						
企業名	株式会社 ○○○○		設立年月日	19yy/mm/dd	上場	有(年月)・無
ウェブサイト	http://					
本社所在地	○○県○○市○○町○丁目○番○号					
工場	本社工場(○○市)、□□工場(□□市)					
研究所	本社研究所(○○市)					
代表者名	代表取締役 ○○○○					
役員数	00 名	(	00 名[技術系役員]	)	資本金	000,000 百万円[単独]
従業員数	00,000 名[単独]	(	00,000 名[研究開発要員]	)		000,000 百万円[連結]
主要株主	○○○○( %)、□□□□( %)、△△△△( %)					
主要取引銀行	○○銀行△△支店、□□銀行▽▽支店					
主要関係会社	株式会社 ○○○○(販売会社)					
JST 等との関係	JST あるいは官公庁、公益法人等から受託研究、補助金等の実績があれば、主なものについて記入してください。					
事業内容	○○○○、□□□□の製造及び販売、△△△△の受託研究開発					
研究開発能力	業種	業種表から選択(主な1つ)		研究開発分野	研究開発分野表から選択(主な1つ)	
	記入例) □□研究所、▽▽(株)とも協力関係を築いており、本年度も☆☆☆☆の研究開発を実施している。(…等、研究開発の実施能力を示す事柄を記述してください。)					
研究開発実績	記入例) 平成☆年、独自に○○○○を開発し製造販売している。また、◎◎◎◎について□□大学△△教授の協力を得て研究・開発を実施、企業化の目処が立ち、来年には販売開始予定である。(…等、主な実績を記述してください。箇条書きで結構です。)					
経営状況と見通し	記入例) ①当社は○○○のメーカーであり、◎◎◎等は当該分野では他の追随を許さぬ製品となっている。(…等、貴社の得意面を記述してください。以下同様。) ②業績面については、主要需要先である△△△が、▽▽▽の東南アジア向けの市場拡大に支えられ高水準で推移したため、平成☆年☆月期売上高で対前期比○○%増の□□百万円を計上した。また、損益面については新製品の販売を開始、原価低減活動により経常利益で対前期比○○%増の□□百万円を計上した。 ③新製品(○○)の販売拡大等により増収、増益となる見通しである。					

### <参画企業の財務情報>

項目	決算期	2016年00月期		2017年00月期		2018年00月期	
			指数		指数		指数
財政状態	資本金	A 百万円	100	a 百万円	a/A×100	a' 百万円	a' /A×100
	自己資本	B 百万円	100	b 百万円	b/B×100	b' 百万円	b' /B×100
	総資産	C 百万円	100	c 百万円	c/C×100	c' 百万円	c' /C×100
経営状態	売上高	D 百万円	100	d 百万円	d/D×100	d' 百万円	d' /D×100
	経常利益	E 百万円	100	e 百万円	e/E×100	e' 百万円	e' /E×100
	当期利益	F 百万円	100	f 百万円	f/F×100	f' 百万円	f' /F×100
財務比率分析	自己資本比率	B/C %		b/c %		b' /c' %	
	経常利益率1	E/D %		e/d %		e' /d' %	
	経常利益率2	E/C %		e/c %		e' /c' %	
	研究開発費(研究開発比率)	G 百万円		g 百万円		g' 百万円	
特記事項							



### 11 研究費の応募・受入等の状況・エフォート

- ※ 企業責任者、研究責任者及び主たる研究分担者について記載してください。
- ※ 2018年度の研究経費については該当者本人が受給する金額を記載してください。

#### (1) 応募中の助成金等

資金制度・研究費名(研究期間・ 配分機関等名)	研究課題名 (研究代表者氏名)	役割(代 表・分担 の別)	2018年度の研 究経費 (期間全体の額) (千円)	エフ ォ ー ト (%)	研究内容の相違点及び他の研 究費に加えて本応募研究課題 に応募する理由
		代表	( )		
			( )		

#### (2) 本年度実施中の助成金等

資金制度・研究費名(研究期間・ 配分機関等名)	研究課題名 (研究代表者氏名)	役割(代 表・分担 の別)	2018年度の研 究経費 (期間全体の額) (千円)	エフ ォ ー ト (%)	研究内容の相違点及び他の研 究費に加えて本応募研究課題 に応募する理由
			( )		
			( )		

(3) その他の活動 エフォート: %

## 12 先行文献調査

- ※ 「3 シーズ技術の内容と現状分析」に記載した知的財産について、それぞれ先行文献調査を行い、その結果を簡潔にまとめて記載してください。JST においても同じ検索式を使って先行文献調査の確認を行ないます。
- ※ 知的財産が特許化されていないソフトウェアの場合においても特許を含む先行文献調査を実施して記載してください。
- ※ 知的財産の数に応じて表を追加してください。

### <知的財産 1>

項目	内容
1) 名称	
2) 出願番号・特許番号、等	
3) 発明者、著作者、等	
4) 出願人、申請者など	
5) 権利化の状況	
6) 実施・実施許諾の状況	
7) PCT 出願・海外出願の有無	
8) 先行文献調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索式：(例)「○○装置*□□化合物*▽▽方式」</li> <li>・ 検案件数▲件 (※検索結果0件は不可)               <ul style="list-style-type: none"> <li>1: 特許名称、出願人、出願日…</li> <li>2: 特許名称、出願人、出願日…</li> </ul> </li> </ul> (例) 1は、×××の特徴を有するが、本発明の◎◎とは異なり…である。 2のシステムの一部は、本提案課題と類似技術を用いているが、システム全体は、まったく別の発想によって作られたものであり、本発明の技術とは根本的に異なる。 ※「他に先行技術が存在しない」、「これまでにない初めての技術」等のコメントは不可。
9) 当該知的財産の補強の必要性 A 有 B 無	「有」の場合、想定している補強のポイントを箇条書きで記載ください。
10) 競合・類似技術の状況 (5, 6 行でまとめてください)	※「競合・類似技術は存在しない」、「これまでにない初めての技術」等のコメントは不可。 必ず、他の技術と比較しコメントを記載すること。
11) 競合・類似技術に対する優位性 (5, 6 行でまとめてください)	必ず、他の技術と比較し優位性に関するコメントを記載すること。

### 13 引用文献リスト

- ※ 特許の場合は出願番号・発明者・発明の名称・出願人の状況を記載
- ※ 論文の場合は著者、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年を記載
- ※ 本リストの文献は添付不要です（「3 シーズ技術の内容と現状分析」の本文において、適宜内容を引用記載して説明して下さい）。ただし、別途追加資料として提出をお願いすることがあります。
- ※ 「3 シーズ技術の内容と現状分析」において＜シーズに関連する知的財産＞の表に記載したものは本リストに再度記載する必要はありません

<「シーズに関連する知的財産」以外でシーズの説明に引用した特許・論文リスト>

・○○○○○…

<競合技術との比較説明に引用した、競合技術の特許・論文リスト>

・○○○○○…

#### 14 特殊用語等の説明

用語	説明
	本提案書類で使用している業界用語、専門用語及び略語等の特殊用語のうち、研究を総合的に把握するうえで必要と思われるものについて、簡単な解説をわかりやすく記入してください。

## 15 倫理面への配慮

※ 組換えDNA実験、遺伝子治療臨床研究、特定胚を取り扱う研究、ヒトES細胞の研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、疫学研究、臨床研究に該当する研究を計画している場合、法令・指針等に基づく適切な措置が講じられているか、倫理面・安全面において問題はないか等について判断するためのものです。以下の事項について1ページで記入してください。

- (1) 申請する課題の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、又これらに関連する研究が計画されている場合は、各指針等との関係、倫理面・安全の確保面において講じるべき措置と対応状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。
- (2) 動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。

該当がない場合も、その旨を記入してください。



企業の業種表及び研究開発分野表

(本表は削除して e-Rad へ課題提案書をアップロードして下さい)

業種	研究開発分野	
食料品	電子部品・デバイス・電子回路分野	医療福祉・介護分野
繊維製品	コンピュータ分野	健康分野
パルプ・紙	ネットワーク分野	生物機能活用技術分野
化学	ユーザビリティ分野	計測・分析分野(ソフトを含む)
医薬品	ソフトウェア分野	センサ分野
石油・石炭製品	その他電子・情報通信	光デバイス分野
ゴム製品	エネルギー分野(エネルギー効率の向上、燃料多様化、新エネルギー、化石燃料等)	プラズマ・放電分野
ガラス・土石製品	超電導技術分野	振動・音響分野
鉄鋼	CO2 固定化・有効利用分野	その他応用物理
非鉄製品	脱フロン対策分野	飲食物品・たばこ分野
金属製品	3R・廃棄物処理分野	繊維・衣服・その他の繊維製品分野
機械	化学物質総合評価管理分野	家具・装備品分野
電気機器	ナノテクノロジー・高機能部材分野(グリーンサステイナブルケミストリーを含む)	パルプ、紙、紙加工品分野
輸送用機器	ロボット分野	印刷・同関連分野
精密機器	設計・製造・加工分野	化学工業分野(石油製品、石炭製品、プラスチック製品を含む)
その他製品	航空機分野	ゴム製品分野
水産・農林・鉱業	宇宙分野	なめし皮・同製品・毛皮分野
建設業	人間生活技術分野	窯業・土石製品分野
エネルギー供給業	サービス工学分野	金属材料・金属加工・金属製品分野
陸海空運業	コンテンツ分野	香料・化粧品分野
情報・通信業	建築・土木構造・設計分野	汎用機械器具分野
卸売業・小売業	建築・土木材料分野	生産用機械器具分野
金融業	建設施工分野	電気機械器具分野
不動産業	都市・交通	運送用機械器具
サービス業	その他建設・土木	その他製造業
個人	創薬・診断薬分野	農業、林業、漁業、水産養殖業

その他

診断機器・治療機器・医用材料分野	鉱業、採石業、砂利採取業
再生医療分野	その他

# 研究成果最適展開支援プログラム A-STEP 平成 30 年度公募

順次各地で説明会開催を予定しております。

詳細・申込みは、ウェブサイト <http://www.jst.go.jp/a-step/> を  
ご覧ください。

**公募受付締切** 平成30年5月10日(木)正午 (シーズ育成タイプ)

**ウェブサイト** 機構ウェブサイト <http://www.jst.go.jp/>

課題提案書ダウンロード <http://www.jst.go.jp/a-step/>

**問い合わせ先**



〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

国立研究開発法人 科学技術振興機構  
A-STEP 募集担当窓口

産学共同フェーズ

(シーズ育成タイプ)

TEL 03-5214-8994 FAX 03-5214-8999

E-mail [a-step\[at\]jst.go.jp](mailto:a-step@jst.go.jp)